

## 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成25年2月18日(月曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第1号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)

議第2号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第3号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第4号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第5号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第6号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第7号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

### 本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

### 出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	池 田 与 四 也 君
健 康 福 祉 課 長	菅 原 聡 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員	教 育 委 員
農 業 委 員 長	高 橋 正 樹 君	農 業 委 員	農 業 委 員
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 佐 藤 利 信

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（筒井義昭君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（筒井義昭君） 2月15日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、阿部農業委員会会長が公務のため欠席、高橋農業委員会会長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第1号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）、議第2号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第3号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第4号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第5号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第6号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(筒井義昭君) ご異議ないようですので、一括して審査することといたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) おはようございます。私のほうから介護保険の特別会計補正予算のほうをお聞きをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ページ数は、歳出では2ページでは補正額が6,640万円の減額補正となっております。そして、この内訳については6ページの歳出、保険給付費、介護サービス等諸費、目としては居宅介護サービス給付費が補正前の額が6億9,000万円に対して、補正額がこれは4,450万円という減額補正、これは約6%強ぐらいの補正額というふうになっておりますが、この特定財源が国県支出金で1,528万8,000円、その他の財源では3,520万9,000円、一般財源で599万7,000円、こちらのほうは増額というふうにしてなっておりますが、まず6%強の減額補正の理由についてお尋ねしたいと思っております。そして、あわせて減額補正になっている一方で、一般財源からは増額というふうになっておりますが、これもあわせてお尋ねいたします。

委員長(筒井義昭君) 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長(菅原 聡君) それでは、私のほうからお答えをいたします。

最初に、居宅介護のサービス費の減額ということでございます。居宅サービス、訪問介護サービス、いわゆるホームヘルプサービス、それからデイサービスあるいはショートステイといったような居宅介護サービス、在宅サービスあるわけですが、これの年間の実績といいますか、見込みを立ててございます。当初の予算は、割と多目の当初予算を設定したということでございまして、ここの部分の実績推移を見ますと、これほどまでにはいかない、当初の予算額ほどにはいかないということの中で減額補正をさせていただいたところでございます。見込みに応じてここの部分は減額をさせていただいたということでございます。それに合わせて当然財源的には国県の部分について、一定割合の部分は経費が給付費が落ちるということでありまして、一定割合の部分も当然落ちるという状況でございます。あと、歳入については実績推移を見ながらふやすところはふやしたと、こういう状況でございます。

委員長(筒井義昭君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 一般財源が一方でふえていると、その辺の状況もご説明願いたいと思っております。今のお話は、実績状況に応じて推移を見ながら減額補正をしたというふうなお話がありました。もう一つ、2項の介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費がこれ補正前の額が8,000万円ですね。そして、減額補正が2,000万円というふうにしてなっておりますが、大変大きな減額補正でありますので、この辺の減額補正の大きな理由も見込みによるものというふうにして解釈をしてよろしいのか、当初多目に予算計上したというふうなことで受けとめてよろしいのかどうか、その辺お尋ねいたします。

委員長(筒井義昭君) 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長(菅原 聡君) 一般財源につきましては、歳入のほうでふえている部分、保険料の部分でございますので、その部分の調整という形の中で対応しているという状況でございます。それから、介護

予防サービスの部分についても実績を見据えながらの調整ということでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 平成24年度から介護保険計画が3年間新しく計画を策定をされました。それに基づいてこれらの予算が計上されているというふうにして認識をしております。特にこの介護予防サービス給付費の8,000万円の計上のうちの2,000万円の減額補正というのは、大変大きな減額補正ですね。これは、大幅に見込み違いというふうにして受けとめてよろしいのかなというふうにして思いますが、その辺のことを1点お尋ねをしたいと思えます。そして、一般財源の増額についてはいわゆる調整部分だというふうなお話がありましたので、そのことについては理解をいたしました。この8,000万円のうちの2,000万円の減額補正についてであります。こういうことではないだろうなというふうにしては思いますが、一応お聞きをしておきたいと思えます。この24年度からいわゆる介護報酬の見直しがありました。これは、4月から実施されておりますね。介護保険計画は、3月までには作成をしておりますが、その時点では報酬改定が既に国では決定をしておりますので、そのことを見込みながら計画を作成をして予算計上したというふうにしては思いますが、これだけの予算減額というのはいわゆる報酬改定の影響とは全く関係ないというふうにして受けとめてよろしいのかどうか、その辺お尋ねいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えをいたします。

平成24年度からの介護保険の計画、3カ年計画立てたわけですがけれども、当然そういう計画を立てる際には報酬改定の動きを踏まえての計画策定と、こういうことになろうかと思えます。今回そういう中で介護予防サービスの給付費について実績推移を見ながら減額をしたということに関しては、もう少し報酬改定の影響でこういう減額になったのかどうかという部分については少し分析をしないと、何ともちょっと言えない部分もございますので、少しこの部分は分析をしたいと思えます。ただ、実際予防の部分ではなくて、介護のサービスの部分でもう4,400万円ほど減額をしておりますけれども、減額をした後の額を去年の実績、平成23年度の実績と比較をして、ことしの平成24年度の実績見込みとの比較でいきますと、7%ちょっとの増になりそうな動きで現在推移しているわけです。なので、予算上としては落ちているわけですがけれども、実績としては恐らく昨年実績よりは上回っていくというような中身で捉えてございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 細かい部分については分析をしたいというふうなお話がありましたので、一定分析をしていただきたいなというふうにして思えます。4月の改定は、かなりいろんな分野で見直しをされて、報酬改定ですが、見直しをされておりますね。これは、事業所にとっては施設も含め、訪問部分も含めて大幅に見直しをされておりますので、これは事業所などにとっても大変かなというふうにして思えます。そこで、少しお尋ねをしたいと思えますが、介護報酬の改定の部分の一つには掃除や洗濯、買い物、食事の準備などのヘルパーが行う訪問介護の生活援助の時間も報酬改定にあわせて見直されて短縮をされております。例えば生活援助1は、それまで30分以上60分未満だったのが20分以上45分未満。生活援助2は、60分未満だったものが45分以上に、そして生活援助3は90分未満だったものが70分以上というふうにして短縮をされております。これ、以上というのは、それ以上幾ら使ってもいいですという意味ではありません

んです。そして、このように短縮をされた中で、国の改正について苦情が殺到しました。そのことで厚生労働省は、今まで利用していた人の部分については、必要と認めればこれまでどおりとしますよというふうなことを打ち出しました。そこで、少しお尋ねをしたいのですけれども、利用者の利用状況については改正前と同じ状況で今利用されているのかどうなのか。それから、町としてはこれまでどおりいわゆる国がそういう方向を出したのに合わせて、これまでどおりの時間提供ができますよとしているのかどうなのか。それからもう一つは、事業所もそれを理解をして、訪問サービスを今までどおりの希望があれば今までどおりの対応をしているのかどうなのか、その辺についてお尋ねいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

今ご質問の中にもありましたけれども、今回の改定の内容につきましては身体介護が中心である場合については、所要時間30分未満の場合、これまでの状況でしたけれども、このことについては20分未満の場合と20分以上30分未満の場合というふうにして2つに分けられておりまして、さらに報酬単価につきましても254単位から変わって、20分未満の場合は170単位、それから所要時間20分以上30分未満の場合は254単位と、こういう単価の設定ということになっておるようです。それから、生活援助が中心である場合については、所要時間30分以上1時間未満の場合については、所要時間20分以上45分未満の場合ということと所要時間1時間以上の場合、これまでの1時間以上の場合を所要時間45分以上の場合というようなことで、それぞれまた報酬単価も下がっている形で制度、報酬改定等々が行われたということでございます。ざっと見回しても時間を小分けをして、なるべく少ない時間の中で効率的に介護をしていくというような狙いがあるのかなというふうにしては思うわけですが、単価のほうも切り下げられているということで、利用者にとって一部負担が減るといえる部分は確かにあるかとは思いますが、十分に提供いただく時間の中でサービスを受けているかどうかというような疑問もそこにはあるのかなというふうにして思っているわけです。これについてこちらのほう、平成24年、昨年4月から改定後に町のほうに直接この部分はどうかというふうなことでの要望なりあるいはご意見をいただいたということはないわけでございます。なので、現状としてどういう形で利用者の方々、介護を受けられているのかということについては、いろんな場でご意見をお聞きする必要があるかと思っておりますけれども、件数につきましては平成24年の4月以降の件数の把握でいきますと、やはり件数自体は減っております。とりわけ直近の月の利用にしても、昨年よりも10件から少ないところでは4件と、月単位でいきますと、そういう形で減っているという状況でございます。全体的に利用件数、過去3カ年を比較しても利用件数は減っているという状況でございます。これが今回の報酬改定の影響かどうかということについては、少しまだまだ確実な確認はしていないところでありますけれども、実情としてはそういうところでございます。町として時間単価、時間提供ということについて先ほど委員のご質問の中にもありまして、厚生労働省からの通達というふうなお話もありましたが、なかなかそこはちょっと内部では確認できないところでございまして、こちらのほうとしては国の基準、改定後の国の基準に沿って町のサービス提供ということを考えているところでございます。そして、県のほうでも今回の報酬単価につきまして各事業所さんのほうに2度ほど平成23年度中に、いわゆるこれから改定になりますよというような中身を事業所さんのほうに説明をしているという状況もあるようでございます。ですので、事業所さんとしてはその部

分については、改定の中身については理解をいただいているのかなというふうにして思っております。ただ、一部こちらのほうで聞き取りをした中身からいけば、やっぱり時間が狭められているという状況の中では、とりわけ生活介護の部分では買い物の部分だとかあるいは先ほど話ありました掃除だとか、その辺はやっぱり時間が狭められていると、区切られている時間が小さくなっている部分の影響は少ない状況かとは思いますが、出てきているというふうなお話は伺っております。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今いろいろ説明をいただきましたが、時間提供についてでありますけれども、時間提供をこれまでどおり希望があった場合には、これまでどおりにしますよというふうにしてすると、これは利用者にとっては利用者の立場に立っているように見えますが、ヘルパー事業者にとっては、これはただ働きということになるのです。そういうこともありますので、一概に町はしっかりと国がこれまでどおりとしてもいいと認めたから、これまでどおりにすべきだというふうな主張を事業所さんに向かって全面的に主張してしまいますと、事業所は改定で大幅減、そして仮に今までどおりの提供体制をとった場合には、その部分も赤字になりかねないと。それをさせないためには、利用者から時間外分については自費でいただきますよということになるのです。私は、これは少し調査をしたほうがよろしいのではないかなというふうにして思います。それから、先ほど課長が申されましたが、利用者の単価は減るという部分もあるというふうなお話がありました。これ時間的に減らされていますので、それに合わせて単価も減っていますので、それはそこだけの視点で見れば減っているのです。ですけれども、これまで前年度まで国が補助をいただいているいわゆる事業所に対してだったと思いますが、事業所に対して人件費分のたしか3%の支援をしていた部分は、これらについては2%分をいわゆる介護保険の中での完全に対応しなければならなくなりましたので、そういう部分も含めると総体的には値上げになっているというふうな仕組みになっておりますので、その辺はしっかりと受けとめていただきたいなというふうにして思いますが、先ほど申し上げました調査をするべきではないかということについてどのように考えるかお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 時間提供のお話でしたけれども、利用者の希望どおりこれまでどおり従事をヘルパーさんがこれまでどおりの時間の中で従事をしたというときに、事業所さんのほうではヘルパーさんに対しては、いわゆる時間で賃金等の対応をするということでございますので、そこはこれまでどおりの処遇と、ヘルパーさんにとってはこれまでどおりの処遇になっているのではないかと。そのままいけば当然事業所さんのほうの受け取る報酬の部分で違ってくる部分がございますので、事業所が大変になっているという状況が一方では起こる可能性があるというふうなところだと思います。この状況については、町内の一部の事業所にしかまだ聞き取りをしていないという状況でございますので、今後居宅介護サービスの提供をされているところの事業所さんのほうに少し聞き取りをさせていただければというふうにして思うところであります。それから、処遇改善の部分も年限が切れるという状況の中で推移しているわけですが、その辺も含めて聞き取りをするようなことで対応したいと思います。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ聞き取りをしていただきたいなと思います。いわゆる時間が短縮された部

分について足りない部分は、もしかしたら自費でお願いをされているというふうなケースもあるかもしれませんが、そちらも含めて聞き取りをしていただいて、改正された後の状況がどのようになっているのかということの分析をしていただければというふうにして思いますので、よろしくお願ひします。さらに、昨年の4月以降に訪問介護サービスを初めて利用した人は、いわゆる改定後の利用の時間の基準に当てはめられているのではないかなというふうにして想像いたしますけれども、そこもどのようになっているのか、もし今現状として把握されていないのだとすれば、そこも含めて調査をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

委員長(筒井義昭君) 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長(菅原 聡君) 報酬改定に基づいて国の基準によって各事業所さんが事業運営をされているということでございます。その中身については、一定町のほうにも分厚い改定内容というようなことでどんと資料が送られてくるわけですが、なかなか細部にまで詳細な説明という状況にまでは至っていないというのが実情でございます。ですので、実際運用されている中身については、事業所さんのサービス提供についてまだまだ十分に把握をしていない部分もございますので、改定後の事業運営がどのようにされているのか、全般について聞き取りをしていきたいというふうにして思います。

委員長(筒井義昭君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 改定後の状況がどうなっているのかと、全般について調査をしたいというふうなお話がありましたので、ぜひそのようにお願ひしたいなというふうにして思います。先ほど時間短縮の件で買い物の部分などいろいろ幾つか答弁がありました。時間不足で先ほども申し上げましたが、洗濯ができない、余裕がなくなり買い物ができないなど、あるいは生活援助にあわせて重要な会話の機会が奪われていないのかどうなのか。私も高齢者の訪問をしていたときに、ヘルパーさんが何度も訪ねてきている状況を見ました。そうすると、まず入ってくると一番最初に血圧をはかってくれたのです。多分血圧については、血圧計のある家庭において血圧をはかってさしあげるといのは、訪問介護の中にはそういうものは多分ないのだと思うのです。それは、事業所のサービスとしてやっているのではないかなと思って受けとめて見ておりました。血圧をはかることによって、それを毎日ノートにきょうは幾らある、きのうは幾らだったかというふうなことが全部書かれていまして、メモされていますので、私もそれを見せていただいたこともあります。きょうは血圧が高い、大丈夫かねというふうな、そういう会話が私とのやりとりの中でもありましたし、血圧が高いことによって、きょうはぐあい悪くないですかというふうにしてヘルパーさんが利用者の方に体調をお聞きをしたりしている状況を見てきましたが、こういうことが時間が減らされることによって多分できないだろうと。会話もいろいろやりとりがあったのですが、そういう一般的な会話もできないであろうというふうにして私は見ておりますけれども、利用者との会話をしていく余裕がないために変化を、利用者の方の高齢者の方の変化を見逃してしまわないのかという声がないのかどうなのか、現場ではそういう声がないのかどうなのかというふうなこともやはり調査の対象にする必要があるだろうというふうにして思います。この見直しは逆に在宅生活を継続をする自体が困難になっていないのかどうなのかといったようなことが起きる可能性もあるのではないかと。いうふうにして私は危惧しておりますけれども、担当課長としてその辺をどのように受けとめているのかお聞きいたします。

委員長(筒井義昭君) 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 時間短縮によって当然物理的にできることの限度といたしますか、それは時間が短くなるということによっては出てくる部分があるかと思えます。ただ、定められた時間の中で効率的にヘルパーさんの方々、利用者の方々の生活介護あるいは身体介護をさせていただいているというふうにして思っているところであります。当然利用を受ける、介護を受ける人のメンタルな部分といたしますか、いろんなコミュニケーションをとりながらのサービス提供あるいはサービスを受けるというようなことが在宅で過ごす人の状況をよくしていくというようなことはあろうかと思えますので、決められた時間の中ではありますけれども、そういうところに配慮いただきながら、サービス提供していただきたいというふうにして思っています。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今課長が効率的にヘルパー、利用者さんのためにサービスをするというふうなお話がありましたが、私は、これは国も言っているのです、効率的にと。私は、これ最優先では危険だなというふうにして思っておりますので、改めて伺ったわけですが、課長からは残念ながらその辺の答弁でとどまっていると。今国の動きは、いわゆる要支援の部分についてはボランティアかあるいは全面自己負担か、場合によっては2割、3割の負担をしようかというふうな動きもあるようですけれども、先ほどの課長の答弁の中で、利用者が減っているというふうなお話がありましたね。なぜ利用者が減っているのか。健康な人がふえているのか、それともお金がなくて利用しづらい状況にあるのか、その辺をどのように把握されているのか、ここもお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 先ほどホームヘルパーの関係については、利用件数が今年度については減っているというふうなお話を申し上げました。逆に通所、デイサービスになるわけですがけれども、この件数については今年度についてはふえてございます。ですので、この辺の相互関係があるのかどうか、自宅でホームヘルパーを受ける、ホームヘルパーのサービスを受ける人との関係があるのかどうか、この辺を見ながらこれから分析したいという、先ほども申し上げましたとおり分析をしたいと思えます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今回の補正には直接的にはのっていないのですが、住宅改修について少しお尋ねしたいと思います。住宅改修は、いわゆる介護保険での住宅改修でありますけれども、上限はたしか20万円だったというふうにして思えます。そして、これは介護サービス等諸費や介護予防サービス等諸費で両方から予算化されていくものでありますけれども、住宅改修を介護保険で利用した場合は、一旦全額を業者さんに支払う、かかったお金は支払う仕組みになっております。そのようにして思えますけれども、私の認識に間違いはないかどうか。それから、一旦支払った後、二、三カ月後に9割の部分は戻ってくるというふうにして認識をしておりますが、少しその辺の内容について間違いはないかどうかお尋ねいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 住宅改修につきましては、一旦利用者のほうが業者さんのほうにお支払いをいただいて、その後に該当する部分について町のほうから利用者のほうに給付費という形でお支払いをするという仕組みになってございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) いわゆる償還払いというふうにしてなっておるわけでありましてけれども、利用者の方の中には一旦全額を支払うのが大変だという声も聞いておりますので、この声に町としては応えなくてはならないだろうなというふうにして思いますので、それは対応ができるはずだというふうにして認識しておりますので、その辺の内容と新年度あたりからやれないのかどうなのかも含めてお尋ねしたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長(菅原 聡君) お答えします。

これまでの住宅改修の利用にあつては、利用者が一旦その改修費について業者さんのほうにお支払いをすると。その額がやはり支払いが一時期に支払うというような状況もある中で、やっぱり年に数件といいますが、そう多くはない数ではあるかと思いますが、なかなか一度に支払いをするということについては大変だなというようなお声をお聞きをしております。それで、そういう支払いのシステムを変えるということにした場合にどういうやり方があるかということであるわけですが、受領委任払いというようなことで、こちらのほうで本人の負担部分を除いた部分を町のほうですぐに、すぐにといいますが、利用者のほうから払うのではなくて、町のほうから業者さんのほうに払うというようなシステムがございます。あらかじめ保険者と、つまり町と契約した業者に介護給付の受領を委任した場合、費用の限度額以内の1割分だけを支払って、残りの9割部分は保険者が業者のほうに直接支払いをするという制度、受領委任払いということですが、こういう制度が認められてございます。現在庄内町のほうでもそういう形で町のほうから直接業者のほうにお支払いをするというシステムで対応されているようです。庄内町の例からいきますと、8割くらいが受領委任払いというような実績もあるようでございます。私のほうの町でもこの制度を参考にさせていただきながら、実際来年度に取り組めるかどうかの検討を今しておるところでございます。できれば3月中に業者のほうの説明会をさせていただきながら、平成25年度に向けて受領委任払いのシステムで対応していきたいと、こういうふうを考えてございます。

委員長(筒井義昭君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 受領委任払いについては、庄内町もずっと進めてきていると。それから、制度上もできるような仕組みになっているわけですので、ぜひそういうものについては進めていただければなというふうにして思います。人によってはお金がなくて、借りて支払ったというふうなお話もありましたので、なるべく制度を活用して、あるものについては極力支援をしていくというのは、これは町の責任だというふうにして思いますので、ぜひ対応をしていただきたいと思います。庄内町では、8割が受領委任払いを活用されているというふうなことでありますので、これは多分事業者さんにも周知を徹底されているのだというふうにして思いますし、利用者についても当然ケアマネさん等から場合によってはこういうものを活用できますよというふうなお話が出ていって、こういう状況があるのだというふうにして思います。1つ、1点お聞きをしたいのですが、受領委任払い制度を活用した場合に、事業者さんに支払う時期というのはいつになるのか。介護保険制度で償還払いをされますと、多分二、三カ月後に利用者に9割のものを償還払い、かかった分の9割を償還払いされるわけでありまして、受領委任払いをした場合には事業者さんに支払う時期は二、三カ月後となるのか、それとも即時請求書が事業者のほうから回ってきた場合には、即時支払うことができるのかどうなのか、その辺どのようになっているか、もし今把握さ

れていればお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 工事着工をされて実際改修が行われて、個人負担の部分については利用者がお支払いをして、残りの部分について町が払うと、こういう形になろうかと思いますが、施工業者のほうから支給申請があれば、町の財務の関係で決められた期間内で支払うということになろうかと思っています。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今回の答弁ではちょっとよくわからなかったのですが、いわゆる工事をしますね、利用者から依頼を受けて事業者が工事をする。そして、工事をして仮に10万円かかりましたと。それで、基本は利用者は1割負担でありますけれども、この住宅改修については一旦は10割を負担するわけですね。それで、9割は数カ月後に役場のほうから支払われるわけですが、私が心配するのはいわゆる数カ月後まで事業者にお支払いを待たなければいけなくなると、事業者としては経営が大変、今でも大変だと思っていますけれども、大変経営が圧迫されるであろうというふうにして思っていますので、即請求書が回ってきた場合には、即時支払い可能な仕組みがつけられることができるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたかったのですけれども。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 業者のほうから支給申請がありましたら、工事の場合は40日以内、それから普通の請求であれば30日以内にお支払いをするということで財務会計の決まりになっておりますので、それにのっとりお支払いをするということでございます。ただ、申請いただいて、その内容について審査するということがありますので、これの手続を速やかに済ませてお支払いをするということになろうかと思っています。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 介護保険も、それから国民健康保険も一旦国保連合会にお金が入るような仕組みになっていきますよね、国保連合会などに。そうすると、そちらのほうから例えば今は高額医療も変わりましたけれども、制度が大分変わりましたけれども、かつてだと高額医療部分についての自己負担以外の部分については3割負担が窓口負担が、7割については償還払いで後から数カ月後に入ってくるというふうな仕組みになっておりました、今は大分変わったところ変わっておりますが。私は、そういうふうな認識で介護保険も同じだろうというふうな認識のもとで、ちょっと今お話をしておりましたので、今説明を聞いていると、どうもそうではないなというふうにして伺いましたので。となると、請求があった場合は一定の期間内には支払うことができるのだというふうにして認識をいたしましたので、課長、もう一度その辺の状況を調査をしていただいて、それでよければ大変結構だというふうにして思うのですが、その辺の調査をしていただいて、受領委任払い制度を活用していただければなというふうにして思っています、11分残りましたが、少し一般会計にも入ろうかどうかと思って迷っておりますけれども、これで終了いたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） なお、今支払いの方法について再確認をしながら対応していきたいと、こ

ういうふうに思います。

委員長（筒井義昭君）　これで13番、伊藤マツ子委員の質疑は終了いたします。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君）　17ページの商工振興費の中で遊佐町緊急産業活性化対策負担金40万円というものがああります。これについての事業の内容などについて説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えいたします。

この40万円につきましては、ショッピングセンターに出入りしますバスの通路といいますが、バス停を含むバスの通路、このところをライン引きは町でやるということにしておりますが、底地のほうのほぼ200平米相当ですけれども、その分を商工会のほうで緊急活性化事業のほう、こちらは商工会のほうで各事業者のほうに補助金を出すということに対して町が負担金を出すものでございますが、そちらのほうで舗装のほうに対する補助でございます。なお、先般の15日の常任委員会の席で同様のご質問がございました。そのとき私ちょっと認識違いしてございまして、全体の駐車場というふうな誤った説明いたしましたけれども、こちらはバスの通り道でございます。なお、この事業につきましても補助事業ではございませんので、交付要綱等ございません。負担金として商工会のほうにお支払いするというものでございます。

委員長（筒井義昭君）　10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君）　バスの通路を舗装したということでございますか。なるほど。

では、その次に18ページの住宅費で、木造住宅耐震診断というのがあります。これ12万円の減になっていきますけれども、これと、それからその下の定住促進住宅建設整備支援事業補助金で300万円ほど計上されていきますけれども、これについての説明をお願いします。

委員長（筒井義昭君）　池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君）　お答えをいたします。

委託料の12万円減につきましては、8ページの負担金、3土木費負担金、住宅建築対策費負担金1万2,000円減ともう一件、次のページ、9ページの国庫補助金、3の土木費国庫補助金、住宅費補助金24万6,000円の増、この歳入歳出、3つ絡んでの補正でございますので、あわせて説明をさせていただきます。昨年度から木造住宅耐震診断事業に取り組んでおります。昭和56年3月31日以前着工の一戸建て住宅、木造住宅を対象といたしまして、町が木造住宅診断士を派遣する形でこの事業を行っております。委託料につきましては、派遣の委託料でございまして、年間5軒の計画で進めてまいりました。昨年度はクリアしたのですが、今年度3軒どまりで事業を確定をさせていただきました。1軒につき6万円の、目標に届かなかった2軒分、六二、十二、12万円の減を歳出で減額をしながら、歳入部分、個人負担の10%、6,000円の掛ける2、1万2,000円の減と、それから国庫補助金の減、ここでプラスになっておりますが、リフォーム事業の別の事業費が事業費交付金がここに織り込まれておる関係でプラスになっておりますが、ここでも減が発生しているという内容のものでございます。

次の負担金補助の関係、300万円の増は、これは全く別の事業でございまして、いわゆる若者定住施策の一環とした持ち家住宅の建設支援金事業のうちの、ここの説明にもありますとおり、定住促進住宅建設

整備に係る事業費を300万円増額していただきたいというものでございます。この中身につきましては、新築に当たる建設の支援金部分と、それから中古の取得に充てる部分と、2つの性質のものがございまして、今現在23件ほどの実績で1,951万4,000円の執行をしております。残すところ48万6,000円ということで、新年に入ってから状況、年度末までの見込みを立てまして、300万円お願いするものでございます。以上です。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 耐震診断ですけれども、3軒についてはまず診断して、診断結果というのはどういふものだったのでしょうかということと、耐震構造になっていない家といいますか、古くなればなるほどそういう家が多いのではないかと思います。厳密にこういう耐震診断ということをやりますと、なかなか昔何十年も前に建てた家というのは、耐震構造にはなっていないのがまず普通ではないかと思われるわけなのです。実際こういうふうに診断士から診断してもらって構造的に弱いとなった場合、補強工事といいますか、それをするにしても結構大変なお金がかかるのではないかと思います。診断するにしても個人の負担金も若干あるわけで、実際診断してもらって補強工事をするにしても恐らく相当なお金がかかるでしょうというふうなことになる、なかなかそのうちにとっては家の強度は余りないということもわかっていても、工事をするのが結構大変ではないかなというふうに思われます。そういう場合、本来であれば当然そのうちの資金で改造したりするのが当然なわけですけれども、そういう場合に支援制度といいますか、補助金制度といいますか、そういうものはどういう形で現在のところはあるのか、その辺伺いたいと思います。

また、定住促進住宅建設において若者定住が目的として、新築の場合にも中古住宅の場合にも補助金を出していると。これ私は、非常にいい制度だと思います。個人的な話で恐縮ですけれども、私も去年家があたがたになって住めなくなったものですから、私も建て直しました。全然金もなかったのですけれども、役場のほうから70万円いただいて本当にありがたかったです。この場で本当に町長にまずお礼を申し上げなければならぬと思っております。それは、ちょっと余談ですけれども、本当にこういう制度のおかげで、やはり50万円とか70万円といひましても、建築費が例えば何千万円とかとなりますと、本当にもう焼け石に水と言ったら変ですけれども、そんなくらいかかるのです、実際建築費というのは。そんなことを言ったら切りがないのですけれども、なかなか大変なものだと思っておりますけれども。ただ、銀行ローンを組めば誰でも建てられるのだということも確かなことですので、そんなに大変だということもそうなので、逆の見方からすれば大したことはないということも確かなものだ、実際やってみてそう思いました。ほとんど誰でも建てられるわけですので、町のこういう補助金の制度というのは本当にありがたいものだ、実際やってみてそう思いました。この辺についても若者定住あるいはまた役場でも若者向きのアパートを建てるというふうな計画も今ありますよね。3年後くらいになるのかもしれませんが、実際建てるのは、若者向きのアパート建設だとか、それから新築住宅だとかというふうなことは、特に若い世代においてはやっぱり不動産があるというのは、すごく私は魅力を感じるのではないかと思います。やっぱりどうしても少々アパートの家賃といいますか、それにしたって少々高くてもやっぱりきちんと整備されたところに入りたくて、そういう願望が私は大きなものがあるのではないかと思います。それと同時になるべく便利のいいところがいいのです、便利のいいところ。1つ例として挙げますと、

やっぱり駅の近くなのです、考えられるのは。酒田とか鶴岡のほうに仮に勤務先があった場合、電車で通勤できるというのはすごく魅力があるのです。今はマイカー時代でそれぞれ自分の車でどこに行くにも車だと、これが当たり前なのですが、しかし軽自動車にしたって結構買うときもそうだし、維持費とかなんとか車検とか結構金食い虫なのですよね、自動車というのは。ガソリン代はもちろん。だもんだから、できれば車を持たなくても普通にまず暮らせるというふうな、生活していけるというパターンの形をつくってあげることができれば、それにこしたことはないと思うのです。そういうことになると、電車通勤が可能な場所と、一つはそういう形が出てくるので。となると、やっぱり駅の近くだと。これと反対にずっと例えば山のほうとか余り人気のないようなところにアパートなんかを建ててもらっても困るので、実際。やっぱり役場とか図書館とか町体とか生涯学習センターとか、こういう町の施設がいろんなそろっていて、どこに行くにも歩いて5分、10分くらいで行けるのだという形をつくってもらえれば、すごく暮らしやすくなると思います。そういう意味からいっても、今度アパートを町で建てる場合は、私はできれば駅の近くに建ててもらえれば、若者そこに暮らす、アパートであってもそこに入る人たちにとっては、なおさら魅力的になるのではないかなと思います。それは、ちょっと話それましたけれども、定住促進ということに関しましていろんな補助金を出していただけるというのは、私はすごく助かる話だと思いますし、できればこれからも補助金の額を拡大していただけるような方向で検討していただけないものかなと思います。そうしないと、ただでさえ今人口減少が甚だしい町になっているわけです。これは、遊佐町だけではないです。庄内一円そうです。特に、でもその中でも遊佐は落ち込みが激しいのです。酒田市でも毎年1,000人くらいずつ減っています、酒田市でも。酒田、鶴岡は合併しましたけれども、合併した酒田市で毎年約1,000人減っています。それから、鶴岡はもちろん合併して鶴岡市という形になっていますけれども、ここでも大体毎年1,200人ずつ減っています。だから、今抱えている人口の割合に応じてどこでも同じように減っているのです。酒田は、今13万くらいいますけれども、これがいずれ10万切るとも言われているのです。

(「11万」の声あり)

10番(斎藤弥志夫君) うん、11万、10万も切るだろうと、今の酒田ですよ。13万いる酒田がいずれは10万も切るだろうなどと言われているわけなので、そういう状況の中で何が必要かといえば、やはり若者向けの住宅、これはほとんどもう必須の条件になっているのではないかと、私はそのくらい強く思っているのです。だから、これがないとなかなか本当もう変な話ですけども、どこの市町村でも若者に住んでもらいたいわけなのです、どこでも。酒田でも鶴岡でもどこでも住んでもらいたいわけなのです。その状況の中で遊佐町もほかの市と同じような条件を提示しただけでは、この町に住む特別のメリットというのはないわけなのです。この辺が問題なのです、結局は。当たりのことをやっていたって当たりのことにすぎないわけなのです。補助金70万円、100万円やりますよと、それはいいわけなのですけれども、どこでもやっていることを遊佐でもやっているというだけの話になってしまうわけなので、その辺がちょっと大変なところではないかと思えます。やっぱりほかで70万円、100万円補助金出してあげるのだったら、遊佐に来ると150万円もらえるのだと、いや、そのぐらいのこと、倍額ぐらいにしないと、遊佐で家を建てるとか住み着く理由というのはなかなか見出せない。これが実態ではないかと思えます。それと、なおさらもう一つ必要なのは子育てですよね、子育て。新年度からゆげっ子ということで、前3子にだけ10万

円。今度1子、2子からも5万円だと。これも非常にいいサービスだと思います。でも、5万円もらったから産む気にはならないですね、多分。ならないと思います、5万円では。50万円くらいもらわないと。500万円もらえれば、もう一人は確実に産むかもしれませんけれども、そんなこともあるので、余計なことは余り言いませんけれども、とにかく若者向きのいろんな意味での補助金対策を、住宅ももちろんそうですけれども、やっぱりこれからもできるだけ拡充していただきたいのと、このように思いますので、この辺まずよろしく願いいたします。答弁あればよろしく。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 2つのテーマにわたってのお話をいろいろとアドバイスも含めていただきました。後段のほうの公営住宅の建設につきましては、委員もおっしゃっていたとおり来年度からいよいよ事業に着手をすることになりましたので、駅の近くという御提案もしかと承りました。承りましたが、どの辺までが近くなのかというようなこともありますし、これから来年度いろいろな形で調査を一からしっかりとやっていきたいと、立地も含めてやっていきたいと考えておりますので、また改めてのご指導を賜ればありがたいかなと思います。

1問目のお話にも最初戻させていただきます。木造住宅耐震診断の状況につきましては、これも委員がご指摘されますとおり、なかなか診断後の結果に基づいて、その後耐震改造というところまで行き着かないというのが現実であります。ただ、昨年度が5軒の診断実績でありまして、そのうち1軒はこの結果に基づき全面改築をする運びとなりました。その際は、町のただいま話題にさせていただいております建設支援金事業を利用して、そのような実績、好実績を生んだということがありますが、その他についてはなかなかその次の行為にまで至らないということがございます。余り意味ないのではないかとこのご意見も先般の常任委員会でもいただきましたが、利用者のお声を伺いますと、押しなべてということになります。必ずしも改築あるいは増築、即補強をという目的で実施しているのではなくて、まず専門家から見てもらって、どの部分がいいのか悪いのかという状況を実態把握をしたいということでありまして、その際我々も診断士をお願いしているのですが、アフターフォローです、完全な法にクリアする構造基準に至らなくても一定部分この部屋を例えば壁を補強すれば若干安心増しますよみたいな、そういう指導をしていただいております。そういったところで安全、安心にも若干なりともつなげているという、そういった事業でありまして、そういった意味に照らしてこれからもこの事業を進めていきたいなと思います。もちろん最終目的は、改築に至る法に建築基準法に合致する、構造基準に至らしめるというのが目標でございますので、そのような努力も怠りなくやっていきたいなと思っております。

一方の支援金事業についてでございますが、要は制度の拡充、額の拡大というお話でございました。これまでもこの場でも質疑なりをさせていただいたとおり、この事業に対する期待が非常に大きいわけでありまして、そしてやはり他自治体と差別化を図る意味で画期的な制度にしてもらいたいというお声もたしかあったかと思っております。今年度におきましても時田町長のお言葉をかりれば、定住施策元年の年にするのだと強い思いのもとで、これまで最大100万円だった支援金の上限額を各メニューとも120万円にかさ上げさせていただいております。その都度の状況に応じた改善をしてきておりまして、常に我々の思いも恐らく町長の思いもそうだと思いますが、皆さんもそうだと思いますが、これでいいのだという考えは全く持っておりません。ただ、単純に金額を上げて定住施策に、単純にという言い方は大変失礼ですけれど

も、定住施策に即効薬となり得るかというところではないわけですので、お話ありましたとおり子育ての施策だとかあるいはもっと言えば、どなたかおっしゃってました子づくりの支援だとかあるいは結婚だとか、それから空き家対策だとかさまざまな施策を総合的に組み合わせて、よりよい一番効果の上がるという形での、その中での建設支援金事業、そういう位置づけを持って制度の拡充を図っていきたいというふうに考えております。ざっと県内の自治体の事業と照らし合わせても、遊佐町の建設支援金事業に限ってはほぼトップランナーだという理解もしております。そのことにおごることなく、これからも制度の拡充に努めていきたいと考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 斎藤委員の質疑を受けます前に委員長よりお願い申し上げます。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、補正予算審査特別委員会であることを深く認識され、質疑されますことをお願い申し上げます。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 今の課長のお話で差別化を図るくらいまず頑張っているのだということでしたので、町長の判断も非常によかったと思います。新年度から100万円だったものを120万円にして、できるだけそういう不動産取得をしやすい状況をつくっていただくという形は、非常に私は評価できる姿勢だと思っておりますので、これからもそういう形でお願いしたいと思っております。

その次ですけれども、19ページの小学校費、ここに学校管理で修繕料168万円、それから備品購入で127万円ほどありますけれども、これについての説明をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

最初の修繕料でございますが、これは吹浦小学校の音楽室にあるグランドピアノなのですが、大変年代物で鍵盤も何か象牙というようなことで、非常に意味価値のあるものなのですが、現在音がちょっとピアノの音が出ないというふうなことでございまして、これを単なる調律ということではなくて、全面オーバーホールのような、そのようなことでの修繕でございます。これ新品を求めようとしますと、額の幅はあるのですが、250万円から340万円ぐらいのところで購入しなければならないというようなことでありまして、まだ十分修繕を行えばということでこのグランドピアノでございます。それから、管理用備品購入費の127万5,000円ですが、これは一つはほかのところでも出てくるのですが、新年度で特別支援学級を新設をする予定でございます。そのいわゆる教室内をそれ用に模様替えといいますか、そしてまた必要な備品等を設置しなければならない、こういったようなことで55万円ほどを予定をしております。そのほか新年度で計画では用意しておりましたものを前倒しというようなことで藤岡小学校のフットサルのゴールあるいは吹浦小のグラウンド用の指揮台あるいはランチルームの低学年用の椅子であります。もう少し高いものをそろえないと非常に姿勢が悪い中で食べてしまうといったようなことがありまして、こういったものを合わせまして備品購入の127万5,000円という内容でございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） グランドピアノの修理費だとか特別支援学級の教室の模様替えだと、その他ということのようですけれども、教育関係の整備はこれは全くもって非常に大切なことだと思っております。

このことに限らず、いろいろ多少なりともふぐあいあるいは必要なものがあつた場合は、ぜひ予算を惜しみなく使っていただいて十分整備していただきたいと、このように思いますので、ひとつ教育のほうについてはよろしく取り計らいのほどお願い申し上げます。幾ら予算をかけても、それでもいいのではないかと思っているくらいでございますので、よろしく申し上げます。

それから、21ページ、文化財保護費、18番備品購入で40万円ほどあります。これについてお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えします。

40万円のうち一つは、杉沢比山伝承館の会議室の座卓でございますが、非常に老朽化しておりまして使い勝手も悪いというようなことで、座卓10卓ほどを予定をしたいと思っております。そのほか遺跡整理室で使っていくデジタルカメラあるいはファンヒーター等を備品購入で予定しているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 座卓とデジカメ類、これも同様に備品ということで必要なことだと思いますので、こういう予算の執行のされ方は私は適正なものであると思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

その次、同じページで学校保健費、学校給食用備品457万円ほどありますけれども、これについての説明をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 457万7,000円のうち、ほぼ400万円を超えるもので調理用の真空冷却機というものがございます。遊佐小学校のほうにあるのですが、非常に老朽化して、何か音も異様に高いだとかそんなことがあつて機能低下もありまして、これを交換をしたいと。それから、同じく自動消毒手洗い器ということで、これで25万円ほどを予定しております。自動消毒手洗い器も何か安全基準によりますと、いわゆる調理の場合は肘から手の先まで一気につけて、そうやって自動消毒するというような、そういう槽が深い、そういう手洗い器だということでございます。こんな備品を整備したいということでございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 調理用の冷却機が400万円もしたということですが、やはりこのくらい大きなものというか、そろえなければならないような状況だったのでしょうか。私現状はよくわからないのですが、どこでも今児童の数は減っているわけですし、これより小型のものでは間に合わなかったのかどうか伺います。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 同様の質問が先日の常任委員会でも受けましたけれども、そのときより詳細に準備しておりませんでしたので、その後調べたところ、この真空冷却機自体は遊佐小学校だけということでございました。その違いは何だということになりますと、要するに設置されている業務用冷蔵庫では、遊佐小学校の場合いわゆる児童数が多いというような中身の中で、既存の業務用冷蔵庫、ほかの小学校にあるような冷蔵庫では対応できないということが一つございます。そういうことで真空冷却

機を置いているわけではありますが。その背景としましては、学校給食施設衛生管理基準というようなものがございまして、その中であえものやサラダなどのいわゆるまぜ合わせ料理、こういったものをするときは、一旦温めるわけですけれども、その後20度以下まで温度を保たなければならない、いわゆる細菌が発生しないようにというふうなことでそういう過程といいますか、保管をしなければならないわけですが、その際いわゆる児童数が多いということはその量が多いということで、ほかの小学校にあるような冷蔵庫の大きさでは、それを冷却して保つことができないと、こんな背景があります。そんなことで老朽化して機能も若干低下しつつあるというふうなことで、これを更新でお願いしたいと、こういうことでございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、斎藤弥志夫委員。

10番（斎藤弥志夫君） 了解しました。

これで私の質問は終わります。

委員長（筒井義昭君） これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 私からも少し質問させていただきます。

13ページの企画費、25区分のふるさと基金積立金について、金額はこれ98万円というのはわかります。

このことについて内容的なものをご説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

ふるさと基金につきましては、歳入のほうを私のほうで扱ってございまして、企画課のほうでさまざまな事業等に活用していただく部分で対応してございます。今回補正をさせていただきますのは、今年度ふるさと納税でご寄附をいただきました11件分に対する98万円全額を、これを一旦基金に積み立てをしまして、今後の活用に向けさせていただきたいということで積み立てさせていただくものでございます。

委員長（筒井義昭君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 98万円というのはこれ年度の基金だと思っておりますが、今までなってきた額おわかりでしたら教えていただきたいと思います。それと、全然基金を今まで積み立てだけで利用していないかということ、その点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えいたします。

この制度が始まりましたから今年度までトータルをいたしますと、延べで74件のご寄附をいただいております。トータルの額が577万5,000円となっております。それに従来からあります部分の基金を積み立ていたしまして、合わせて今現在では1,100万円くらいの金額になってございますが、これまで活用させていただいたものとしたしましては、一番最初に平成21年度で50万円ほど夕日まつり、いわゆる花火大会等の実行委員会のほうへ支出をいたしてございます。それから、平成22年度に180万円、米～ちゃんの着ぐるみで80万円、そして絵本を少年議会のほうでつくりました。その絵本について100万円支出をさせていただいてございます。これらのものについては、企画課を通じましてこういう形のものに皆様のご厚意を支出させていただいておりますというようなことの御礼のお手紙と一緒にこういったつくったものにつ

いても差し上げるというような形で進めさせていただきました。なお、来年度の当初予算においても活用をお願いをしている状況でございます。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 74件で580万円ほどいただいているということで、前からやっているやつが1,200万円ということで大変ありがたいお金です。もちろん寄附した人は、やっぱりこういう町になってもらいたいという気持ちがあって寄附してくれていると思いますので、この人方からよかったなと思われるような使い道をひとつ十分検討してやってもらいたいと思います。この点については、これで終わります。

次に、15ページです。児童福祉施設費に15区分の中に工事請負費3,000万円減になっておりますが、この点について内容的なものをお伺いしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） これにつきましては、子どもセンターの用地あるわけですが、敷地の造成工事に係る工事費用を当初4,500万円計上してございました。今般子どもセンターの用地が確定しまして、当初7,500平米を予定をしておったわけですが、それが遊佐のまちづくりセンターとの併設ということにならなかったの、専ら子どもセンターの用地ということになりましたので、その敷地造成をする面積が小さくなったということで、2,900平米の敷地造成で済むということになったわけでございます。その工事費が1,139万2,500円ということで確定をしてございましたので、変更はないかとは思いますが、一応余裕を持ちまして1,500万円の工事費用を確保をして、3,000万円を落として工事費用を調整をしたというところでございます。

委員長（筒井義昭君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 当初の予定の額では大分減ってきているなというふうな私見ていましたので。それで、これ平米価格、金額幾らなのか、この点もちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） ここの平米の価格については、6,000円ということでございます。この価格の決定につきましては、場所が遊佐町遊佐中央公園の西側、2,900平米ということになったわけですが、中央公園の取引事例、それから地権者のご希望、さらに不動産の鑑定も入りまして、不動産の鑑定につきましては宅地の価格を評価いただきまして、1万2,800円の宅地ということでございました。そこから造成費用を内部での積算をいたしまして、その造成費用を差し引きまして、総合的に平米当たり6,000円という形で地権者との合意を得たという状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 私も遊佐町では、そこは1等地に入るのではないかなと思っていますので、やはり田んぼというだけの考え方では取得できない土地だと思っています。欲しくて買うのであれば、このぐらゐの単価がまあまあよかつたかなというように感じております。それと、やはり小規模になろうかと思いますが、やっぱりやるからにはみんなから喜ばれるような、そういう施設をやっぱりぜひ早く建設なされて、町民から皆さん一番やっぱり遊佐町で今何がどうだといえば、若者の定住だと思うのです。人口減がやはり、会社でいえば人口が減ることは売り上げが減ると同じようなものでありますので、や

っぱり人口減を食いとめるためにはぜひとも早くやって、やっぱり若者が遊佐町いいところだから遊佐町に行こうかという、住もうかという、そういう希望を持たれるような施策をやっぱりこれからどんどんやっていかないと、他町村より乗りおくれれてしまいますので、その辺町長から一言お願いします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 子どもセンターの整備の基本設計、皆さんにきょうお届けできたと思いますけれども、やっぱり我が町、先ほど斎藤委員も住宅施策が大切だ、そして子育てという形でいけば必ず絶対必要なものがやっぱり自由来館型の今仮称でありますけれども、子どもセンター、そして実は医療支援とかいろんな形、これまでやってきました。ソフトは、意外にこれまで整えてきたつもりでありますけれども、ハードについてはやっぱり議論をしながら、そして議論の経過を尊重しながら計画、予算的なものもクリアするという形で、かかるまで4年かかったという思いですけれども、しっかりと整えて、そしていい施設、皆さんが活用していける施設を整えたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） まず、遊佐町には先ほども誰か、きょうではないのですが、雨降ったとき子供を連れて遊びに行く場所がないのです。だから、そういう場所がやはりないと、2歳、3歳の子供ってやっぱり結構人に迷惑をかけるようなことが一番楽しいわけですので、そういう心配のない場所があるということが非常にありがたいと思いますので、できるだけ早く建設なされて、皆様から喜ばれるように要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（筒井義昭君） これで12番、那須良太委員の質疑は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） それでは、どなたも手挙がらなかったようですので、昼またぎということをお願いしたいと思います。

まず初めに、商工費です、17ページお聞きしたいと思います。企業開発費のほうで工業用水道使用料支援事業補助金が150万円ほど減額になっております。何となくわかるのですけれども、この辺の状況をご説明、まず最初をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この工業用水の使用支援補助金につきましては、使った量の20%を補助するというので、鳥海南工業団地に補助するものでございました。当初20%で大体月にしますと20万円相当で12カ月ですので、240万円ほど見てございましたけれども、現在のところ、ただこれは23年度の実績に対して補助するものでございますので、23年度の実績上と現在のところ大阪有機さんの2カ月分が補助の対象になってございますが、それ以外のものは現在のところありませんので、それで150万円ほどを落とすと。余裕を少し見ていますけれども、150万円を落とすということになってございます。

（何事が声あり）

産業課長（佐藤源市君） 現在使っているといいますが、補助の対象になっていますのは大阪有機株式会社様です。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 大阪有機さんの部分、補助ということで、これが実績が減っているということですよ。大阪有機さん、たしかそんなに縮小しているはずはないはずですし、その辺あったのですけれども、この辺の使用量が減っていると。私は、結構ふえているのかなと思って見ていたのですけれども、減った要因みたいなものをお聞きしているのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 私のちょっと説明が足りなかったと思います。当初予定していた分あります。それは、月20万円掛ける12カ月ということでしたけれども、23年度分につきましてはもともと非常に利用した月が少なかったということもございまして、計画したほどの伸びがなかったといいますが、減ってきたわけではございませんので、そういったことです。計画より見込んだ額よりは少なかったということでございますので、決して減っているということではございません。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） よかったです。減っているのではなくて、余り余計に見込んでしまったということなのでしょうけれども、わかりました。工業用水ですけれども、現在は大阪有機さんのみなのでしょうか、それともほかの事業者さんも当然あると思うのですけれども、その辺の状況のほうをご説明願いたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） この補助そのものが、例えば前年度の分を補助するということになります。したがって、24年度使った分をこれから申請いただきまして25年度ということになりますけれども、大阪有機さんのほうだけが今対象になっている状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） それでは、これ今後いろんな形で対象を広めていくような状況にあるのでしょうか、その辺の検討の状況だったり今後のほうを教えてくださいたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 一定以上の利用があった場合に補助するものでございますので、当然これからあそこの鳥海南工業団地のほうにいろんな会社が入ってこられますし、また現在あるところでもそういった水道量、基準量以上お使いになるということであれば、当然補助の対象になりますし、その場合超えた分の20%を補助するということですので、これからふえていくというふうに見込んでございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 今後そういうもの、対象がふえる可能性があるということでございました。今工業団地のほうですけれども、企業誘致に関する状況ですけれども、この辺はいかがになっているのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） いろいろ優遇策、今とってございまして、かなりいろんなところから問い合わせも来てございます。また、県のほうでもいろいろ情報収集等してもらってございますけれども、うちのほうにも何件か問い合わせがございました。実は、この議会が終了しますと、ちょっとそちらのほうの問

い合わせあったところのほうを訪問しまして、いろいろお話をこちらのほうのPRも含めながらお話ししたいなということで考えてございます。なかなかこういう時代にあつてですけども、二、三のそういった問い合わせといいますか、引き合いがあるということで、今後もそういった情報、PR続けていきたいというふうに思います。

委員長(筒井義昭君) 5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) ぜひこの辺はしっかり頑張っていたら、先ほどからいろんなお話出ていました、若者の定住だったりとかそういう部分にもつながってくると思います。ぜひこれは、しっかり頑張っていたらありがたい話だと思っておりますし、我々もご協力できるところは微力ながら頑張っていければなと思っております。

さて、今工業団地のほうにも問い合わせ来ているという話でございました。これは、プラスの部分でございまして、それに反しましてマイナスの部分ということで、今回TDKさんが残念ながら撤退という形になりました。もう既に工場のほうも建物大分解体しているようでして、あそこを通るたびに、はあと見ながら見ているのですけれども、実際この辺遊佐町のいわゆる産業振興なりにどのような影響、今後あるのか、その辺をどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

まず1つは、雇用の関係でございまして、生産につきましては全て酒田、鶴岡のほうの工場に行くということで、これは伺ってございますので、そういった意味でいうと、その分の雇用は確保されるのですけれども、今後の当然雇用に影響してくるなということが一つと、あとあそこは正社員だけでなく派遣の社員もございまして、そちらにつきましては、随時8月、9月、10月という期限でいわゆる解雇されたということも伺っていますので。ただ、ハローワークのほうにいろいろ問い合わせが来ているようでございまして、雇用創出対策のほうでも1件当たり50万円という、もしそういった方を雇われた場合、50万円という補助金もつけてございまして、そういったことで何とか救っていきなというふうに思っております。なお、あそここのところ大変工業専用地域になっていまして、あそここのところの企業がなくなるということに対しては大変心配してございまして、何件かそういう問い合わせもございまして、我々は間に入っている誘致といいますか、もちろん権利は我々にはなくてTDKさんのほうにあるわけでございますが、何とかそういった別のといいますか、企業入ってこれないかなというふうに、間に入っている努力はしたのでございまして、結局我々があつせんしたものはならなかったということで大変残念に思っておりますけれども、何とかあそこを有効にそういった活用をしていければなというふうに考えているところでございまして。

委員長(筒井義昭君) 5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) 正社員の方は、ほかの工場のほうにということでした。ただ、やっぱり臨時だったりパートとか派遣とか、そういう形の方々に対しては非常に大きい影響があつたのかなと思っております。ぜひこの辺は、しっかりと形をフォローしていただければと思います。なかなかやっぱり町の行政でどうこうできるものというのは非常に少ないかとは思っておりますけれども、この辺のフォローをしっかりしていただければ、特に町内に住むお勤めになっていた方、関係された方々にしてみれば、多少なりと

も安心な面が出てくるのかなと思っています。また、やっぱりTDKさん、長年遊佐町のやっぱり産業の一つのシンボリックな企業さんだったと私思っています。ちょうど私らが高校を卒業したころというのは、やはりTDKさんに勤められる方が結構いらっしやいましたし、私の友人なんかも何人が勤めておりますし、そういうのを見てきていますと、やはりそういう栄枯盛衰ではないですけども、やはり波があつて、そういう形も考えられるということが非常に如実にあらわれた今回結果なのかなと思っていますので。情報も含めながらぜひこういうのをしっかりフォローしていただければ、我々も安心してできる部分たくさんあると思います。その辺ぜひお願いしたいと思います。また、新規の企業誘致です、先日の新聞のほうにも出ていました。最近ですと、企業誘致でせつかく来ていただいた企業さんが短期間で撤退するような状況も見られるようですので、こういうところもいろんな情報です、やはり我々の武器は情報だと思います、こうなってくると。町長就任以来、職員には営業に行つてこいということで大分外出させているようです。その結果がいろんな形で出てきているかと思ひますが、やはり営業の一番の武器は情報だと思いますので、売り込みもそうですけれども、情報収集もぜひ、の部分とそれを分析する部分です、この辺をしっかり和確立させていただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。この件につきましては、何かありましたら課長でも結構です、町長でも結構です、ありましたら一言お願ひします。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) おっしゃるとおりだと思います。今後とも県あるいは隣の酒田市も含めまして、またビジネスネットワーク、いろいろな今そういう企業の情報ですとかあるいは研修等行つてございまして、いろいろその場で意見交換等を行つてございまして。また、それを含めていろいろ企業訪問等々を行ひながら情報収集をして、企業の誘致に努めてまいりたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

委員長(筒井義昭君) 5番、赤塚英一委員の質疑を保留いたしまして、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

休

憩

委員長(筒井義昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(筒井義昭君) 5番、赤塚英一委員の質疑を保留しておりましたので、5番、赤塚英一委員。

5番(赤塚英一君) それでは、お昼御飯も食べて馬力もついたところだと思いますので、質問を再開させていただきます。

まず初めに、先ほど工業用水の補助金の話でした。いろいろお話いただきました。ぜひ頑張つていただければと思ひますし、せつかくのこういういい補助金でございまして。減額補正しなくてもいいような形で、ぜひ企業さんからはたくさん使つていただけるような状況もつくるのも我々の仕事かなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。この項につきましては、以上で終わりたいと思ひます。このほかに關しては、關連したことは次の当初予算のときでお聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

それでは次、同じページです、林業費、危険木等伐採委託料でございます。これは、読んで字のごとく危険木を伐採するということだと思しますので、これはどの辺の位置の部分、場所とか、その辺の詳細です、教えていただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

サンセット十六羅漢の近辺に周りに松林ございまして、あれ町有林になってございます。その下のほうを国道345号が通っているわけですが、いわゆる上のほうにある松が国道345号にかぶさっているような形になっている部分がございます。雪降ったりしますと、枝から雪が落ちてくるあるいは雪が積もった枝が折れて落ちてくるということで、大変危険だというご指摘がございました。それで、345号を管理する県と協議いたしまして、できれば県のほうで何とかしてもらえないかということをお願いしたのですが、所有者のほうで切る責任があるということでございまして、いわゆる345号にかかっている枝の伐採ということでございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） 345号、多分サンセット十六羅漢のすぐのところ、あの辺の石垣づくりになっている部分のあたりだと思うのですが、あれはあれで確かに切っていただきたいと思っておりますし、五、六年前ですか、私もいろいろ話させてもらったのですが、なかなかちが明かなくて難儀した思いもありますので、ぜひこれを機にきれいにしていただければと思っております。ちょうど延長ですが、ずっと旧吹浦漁港のほう側といいますか、ずっと走っていきますとカーブのあたりまで、あの辺も割と松の木、大分道路にかぶさってきているようです。あそこには街路灯といいますか、道路の安全のために明かりもあるわけですが、確かに明かりはあるので、夜何となく明かりはわかるのですが、やっぱり木に隠れて非常に見えづらくなっている部分あるかと思えます。やっぱり安全面を考えていくと、そういう部分もやっぱり切らなければならぬかなと思っております。今回の予算で無理にしても早急にそういうところも見ていただいて検討していただければなと私思っています。そのほかにも道路にかかる木というものは、あっちこっちで本数だとかはみ出ている量はいろいろあるのでしょうか、あっちこちあると思えます。こういうのも含めましてぜひ早急に対処していただければと思っておりますけれども、ほかにもこういう危険箇所、把握しているものかどうかお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 今のところ明らかに危険と言われるところはここしか把握してございませんが、ただ毎年危険木を伐採するために予算をとってございますので、毎年、毎年見回りをしながら危険と思われる箇所については、おっしゃったように早期に対処していきたいというふうに思っております。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。これにあわせてですが、あっちこっちで当然松の木が一番目立つのですが、当然松の木も種が飛んであっちこっちで自生しているような松もあるようです、道路沿いのいわゆるのり面です。こういうのもやはり道路管理者のほうと相談しながらきちんと対処していかないと大変なのかなと思っております。これが1年、2年どうこうという話ではないの

でしょうけれども、やはり10年、15年、20年と年数たてばたつほどいろんな形で道路に影響が出てきたり、またほかの面でも安全面でもいろんな形で影響が出てくると思います。林業で私もこの後の一般質問のほうでも林業振興のほうさせてもらいますけれども、そういうのに絡めましていろんな形でそういう部分が出てきていると思いますので、ぜひこの辺はさっきの企業の話ではないのですけれども、やはり情報だと思えます。職員の方々、ずっとあっちこっち回っているはずですので、町民の方々からもいろんな情報があるとします。そういうのは総合的に勘案しながら対処していただければと思っていますので、よろしくお願ひします。何かありましたら。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） おっしゃったとおり、いわゆる道路管理者等々と十分協議しながらあるいはいろんな方々の情報を得ながら、危険と思われるものは伐採すると。適切な林業の振興というものを努めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひ道路は、そのようにお願ひしたいと思えます。道路以外でもやはりいろんな形で、木には悪気はないのででしょうけれども、いろんな形で影響出ている部分もあると思えます。そういうのも含めましてお願ひしたいと思えます。先ほどの企業の話ではないのですけれども、やはり我々の一番の仕事をする上での武器になる一番のツールは、やはり情報だと思えますので、この辺はぜひ町長もよく話していますけれども、やっぱりその辺を皆さんからもいろんな形で理解していただいて、ぜひいい町政になるような形で予算執行してもらえればと思えますので、よろしくお願ひしまして私の質問は終わります。

委員長（筒井義昭君） これで5番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 私のほうからも健康福祉課に二、三質疑したいと思えます。

14ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費、自立支援介護給付費等1,660万7,000円ほど補正になっておりますが、その要因は。それから、去年の末で介護認定者は町のほう何人おられますか。それと、その中で88歳以上の高齢者の介護被保険者の数は何人になっているのか、その3点質疑したいと思えます。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

社会福祉総務費のほうにのせてございます扶助費の自立支援介護給付費につきましては、これは介護保険の特別会計で対応している介護認定者のための給付ということではなくて、これは専ら障害福祉サービスを利用する方のための給付に支出をする中身でございます。障害福祉サービスの中でもさまざまの利用項目がございまして、その利用増がありましたので、ここに増額補正ということになってございます。

それから、介護保険の関係での認定者ということでございますでしょうか。12月段階での介護の認定、これは介護保険の部分での介護認定ということになるわけですけれども、12月末では1,089人ということでございます。それから、そのうち88歳以上の介護認定を受けた方につきましては322人ということ、88歳以上で介護認定を受けていない方については135人ということでございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） ただいま88歳以上の高齢者で介護認定を受けていない数が135人とありました。介護認定を受けていないと介護保険は利用できませんので、多分135人の人は介護保険制度始まって13年目ですけれども、介護保険料を払い続けながらも、保険料を88歳を迎えても使っていないということで理解してよろしいでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 介護保険のサービスを利用する際には、当然介護認定で介護度がつかないと利用ができないということがございますので、一般的な高齢者対策事業の利用はあるとしても、介護保険の部分では利用がないということで、保険料をいただきながら元気で頑張ってくださいと、こういうことになるかと思えます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 88歳、米寿を迎えて元気なお年寄りです、保険料も使っていない、介護サービスも受けていない135人ですが、その人たちに何か還元するというか、何かやってあげようという気持ちは、町のほうで今までなかったのでしょうか、お伺いたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 制度的には、任意事業の中で取り決める事業も中にはあったやに思いますが、今まで認定を受けていらっしやらない方に対する特別会計からのサービス提供というものはなかったと思えます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 今まででは考えたことがないということでした。この前の議会でもゆざっ子誕生祝金、1人目も2人目もお祝金をやろうということで5万円ずつ決まりました。私お年寄りも同じだと思います。やはり米寿を迎えても本当に元気で、介護サービスも受けないで元気に過ごしているお年寄りには何かご褒美というのか、差し上げたいなと思えます。今後団塊の世代も本当にピークを迎えます、65歳以上の介護保険被保険者の。だから、団塊の世代の励ましにもなると思えますし、一石二鳥ではないのかなと思えます。その辺どう思えますか、お伺いたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 高齢者の元気を支えるということで、町の事業としては転倒予防教室あるいは高齢者の体力アップ事業、さらに料理講座なども行ってありますし、また健康相談、健康教室という場も利用しながら高齢者の健康を支えるというさまざまな取り組みをしているわけがございます。それで、その中で介護保険の適用、利用しなくても元気で過ごせるということであれば、それは喜ぶべき状況であろうかというふうにして思えます。ただ、実際先ほどのお話にもありましたとおり、保険料を負担をしながら、一方ではなかなかそういう利用はしないということに対しての捉え方ということになるわけですけれども、介護保険とはまた別のサイドで考えていく部分がポイントとしてはあろうかと思えますので、どういうものが高齢者に対してとりわけ非常に年齢の高い層に喜ばれるのかというようなこと、さまざまな事業という捉え方もあろうかと思えますし、どういう施策が一番高齢者に対して喜ばれる施策なのかということになるかと思えますので、その辺はいろんなことを他市町村のこともどういうことで実施をさ

れているかというようなことを勉強しながら少し検討していきたいなというふうにして思います。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 他市町村の様子を見ながら遊佐町のほうでもぜひ考えていただきたいなと思います。ただし、無理して利用しないのではなく、その人に合った施策を提供するのも大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。この項は終わります。

次、同じ3款、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、13の委託料、町外保育委託料109万7,000円補正になっておりますけれども、この内容をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

これにつきましては9月以降、年度途中になりますけれども、遊佐町の保育所ではなくて、遊佐町以外の保育所、今回の場合は全部酒田市になりますけれども、そちらのほうに年度途中に入所、保育所に遊佐町のほうからお願いをして入所をしていただいた方4名のお願いをした保育所に対する委託料という形で支出増になりましたので、補正をさせていただいております。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 4名ということで、前回、前の議会で答弁いただいたのは、実家が近いから、それとあと仕事場に行くときに都合がいいからという理由で町外保育ということでした。ことしみたいに大雪になると道路事情も悪くなるし、子供と奥さんは実家のほうに行って、そこから仕事場と保育園に通う。そして、だんだん居心地がよくなって、そのうちちょっと不満ながらも旦那さんもついていくという感じで、そういうの二、三お聞きしました。そうすると、最悪町外に移動する場合も考えられます。行政では、私立幼稚園の預かり保育も町のほうで支援しているのだよということを町外保育の保護者の皆さんにはお話ししてあるのでしょうか、その辺お聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

今回の町外保育の年度途中の増につきましては、お仕事の関係が主で、職場との通勤の途上ということもありまして、町外保育にお願いをしたものが主でございます。それから、対外的には私立の幼稚園におきます預かり保育の部分については、対外的な町外の保育園に対しては特にPRというか、そういう部分までは至ってはいないところであります。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 年々少子化が増加しておりますし、町外保育のほうもふえております。裏を返せば町内に仕事場がないということになりますけれども、今後も町外保育の保護者らによきアドバイスをして、町の子供は町で育てたいものだなと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。この項は終わります。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、13節委託料、各種検診業務委託料等273万4,000円、三角になっておりますけれども、その要因は、お願いします。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 委託料の減額273万4,000円ということでございます。これにつきましては、

特定検診の受診者、当初見込みよりも減じたということで185人減ってございます。これの委託料の減額109万8,000円と、それから各種のがん検診の、これもまた当初見込みよりも実際の受診者が減ったということで、そこで163万6,000円減額補正をしたという実績見込みに応じての減額ということでございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 受診者が減ったということのようですねけれども、検診する種類によって少ないから取りやめたというのではなくてよかったですと思います。今後も受診率を引き上げるためにも努力してほしいなと思います。

これで私の質問は終わります。

委員長（筒井義昭君） これで4番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） それでは、8ページの歳入です。固定資産税、補正で7,800万円ほどふえています。かなりの1割以上の増ということで、この要因等は何か伺います。

委員長（筒井義昭君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えいたします。

この固定資産税につきましては、償却資産の部分で今回計上させていただいております。風力発電の償却資産につきましては、当初12月に算定するわけですが、実際の取得価格等の申告というのはちょうどこの時期、2月くらいになります。その時点で会社のほうから償却資産の申告がありまして、それに基づいて算定します。当初1基当たり1億円くらいというつもりでしたのですが、実際は1基当たり5億円くらいの取得価格ということで、それで算定しますと、1基当たり償却資産税で700万円くらいという算定ができました。したがって、その基数と、さらに発電でなくて充電施設がありまして、そういったことも全部含めまして、恐らく当初想定していた数字よりもかなり大きくなったということで今回補正させていただいたということでありまして。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） では、今の補正額はおおよそ風力発電にかかわる補正額ということでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） 一番大きいのは風力発電でありまして、そのほかに大規模償却資産ということで国のほうから配分になる償却資産というのがあるのですが、例えばNTTであったり、JRであったり、全国に散らばっている償却資産について配分というのがあるのですが、その部分も含めてありますけれども、ほとんどが風力発電と考えていいかと思います。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） まずは風力発電、合計8基動いております。まずは、町に対してはこのように固定資産税として入ってくるということでありまして。この風力発電の資産というのは、固定資産の価値といえますか、普通の住宅、いろんな固定資産がありますが、風力発電というものは資産価値がどのようなラインを踏んでいくのか、上がるということはないので、下がっていきます。下がり方がどのように下がっ

ていくのか、たしか普通の下がり方より大幅にぐうっと下がっていくのではないかというふうに思っておりますが、これから15年後の固定資産の価値を含めて、これからの固定資産の曲線をどのように考えているのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えいたします。

固定資産税は、土地、建物、償却資産と3つあるわけですが、土地についてはご存じのように毎年の評価額ということである程度、最近では下がっていますが、ある程度一定していると。建物については、木造であれば25年あるいは非木であれば50年というスパンで償却といいますが、価値が減じてくるということになります。風力発電の償却資産については、一応17年ということになっています、償却年数ということ。それを考えますと、試算しているものもあるのですが、済みません、私は今17年と言ったのですが、22年です。22年で最低の5%に達するということです。5%に達すると、その以降は5%という価値になります。それが22年であります。例えば初年度からやっぱりどんどん幅が大きく下がってきますので、22年で償却するという計算になりますので、初年度、2年目、3年目とだんだん少なくなってくるけれども、22年間かけて5%になるという計算になります。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 22年度で5%、それからずっと横ばいでいくのだというふうになりますが、それは今風力、7,800万円のうちほとんどが風力だという話をしていました。これが22年後にどこまで落ち込むのか。そして風力発電、これは税金としては自前の税金でありますので、いろんなところでどのように使われてもいい身内の税金ですが、この税金イコール純益ではないはずだと思っています。交付税算定の際にこういうような税金はどのように試算されるのか、これはどちらですか、答えられるほうでいいです。それを含めて22年後の固定資産の額をどのように算定しているのか、そして交付税算定における風力発電からの固定資産税をどのように加味して交付税が成り立つのか、それを伺います。

委員長（筒井義昭君） まずは、固定資産税に関して、渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） この償却資産につきましては、あくまでも会社の申告でありますので、どう変わるかというのは見えない部分はあります。というのは、22年からそのままなのか、途中で買いかえる場合もあるし、現実的にこれからまた3基ふえるということもあります。したがって、額的にどうなのかという部分については、はっきり言えない部分があります。ただ、今の時点で今年度算定した部分で見ますと、当初今回の補正で約7,000万円くらい見ているということになりますので、それを22年で5%でありますので、最終的には400万円くらいというふうになるかと思えます。それに伴う交付税については、では総務のほうから報告します。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

交付税の算定に当たりましては、その町の基準財政需要額と基準財政収入額、この算定をしたその差額に基づいて交付されるというのはご案内のとおりでございます。この固定資産税等の税収については、基準財政収入額を算定する段階で75%、これを収入として見ます。したがって、簡単な言い方をすれば収納率がどの自治体においても課題にはなるわけですが、100%に達している自治体というのはございません

で、したがって収入のベースの部分については、税収について75%を一つの基準に置いて交付税の算定をなされているという状況でございます。それよりもパーセンテージとして多く収入された部分については、町で一定自由に使える予算として税収にはね返ってくるというシステムになってございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 75%以上の収納があった場合は、それはその町での歳入ということでありまして、100はないけれども、100とすれば25%の歳入で使われる税金分がふえるということになります。これから3基ふえる予定です。やはりこういう税は、非常に大事な税であります。しかし、落ち込みも早い税なので、どのように町として運用していくというのはやはりこれからの課題なのだと思います。風力は、建てて税金は入りますが、余り雇用につながらないというような問題もありますが、まずは町としてはしっかりした運用をしていただきたいと、そんなふうに思います。この項は、これで終わりたいと思います。

それでは、歳出の15ページ、先ほども3目の児童福祉施設費で、15節、17節、工事請負費、公有財産の購入費、これが三角になっております。先ほどの話によれば、まちづくりセンターの併設を考えながら当初予算は組んだという話でありましたが、ここに来て子どもセンターの単独の建設になるのだという話をしておりましたが、当初の目標が達成されなかったというのはどのような原因があったのか、どのようないきさつがあったのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

まちづくりセンターの改築に当たりましては、全体的な改築の計画を当時の公益文科大学の小地沢先生をお願いをして計画の策定を行ったわけでありまして、それと同時に各地区ごとに改築の、いわば議論のたたき台を町のほうで示しました。その際に遊佐地区まちづくりセンターにつきましては、当時から予定をされておりました子どもセンターと併設で改築したらどうかと。その理由は、土地を求めるのは非常に大変だということと、今計画されている子どもセンターの周辺にできる限り共用できる駐車場を確保したいという、こういう狙いがあったからであります。効率的に施設と用地を活用するという計画を持っておりまして、遊佐地区については子どもセンターとの併設ではどうかというふうなたたき台を示したところでありまして、それに基づいて遊佐地区のまちづくり協議会での議論をしていただきましたが、何度か役員会なり全体会議を開いてお話し合いをしたところ、最終的に単独館で整備をしていただきたいというふうなことが出されました。これは、まちづくり協議会全体の総意として単独館ということであったわけでありまして、今社会資本総合整備交付金の5年間の計画には入らないけれども、それは了解いただけるかということでお話ししましたら、それも了解をするということでありましたので、両方の、いわば合築して一つの施設をつくるというシナリオで進んでおりましたものを単独館、子どもセンター単独館に切りかえたという経過がございます。そういった関係上、今回の減額補正ということにつながったということでございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） まちづくりセンターの関係者によれば、単独のほうがいいということで合築を断念したということで、面積が減った、工事費が減ったということのマイナスだというふうなお話であります。これまちづくりセンター、そして仮称ですが、子どもセンターです、やはり子供というのは地域の宝

と言われて久しいのですが、やはり子供を見るというのは人間元気になります。私としては個人としては、やはり子供の遊び声を聞きながらいろんな活動をしたいなというふうに思っております。せっかくまちづくりセンターと合築となれば、いろんな意味で子供たちとの触れ合い、それから今吹浦地域でやっている放課後児童クラブ、そういうものを兼ねているような意味で私はいいいのかなとずっと思っておりました。どういふ結果でこういふふうになったのは詳細は、それはいいとして、やはり地域的に考えるときにある程度の戦略を持って、子供を育てるという観点から戦略を持ってやはりそういう施設は私は建てたほうがいい、構想したほうがいいと思っています。ただ、今ぐあいが悪いから、今単独でやったほうがいいからというのではなくて、やはり3年、4年、5年、将来の遊佐町を見たときにまちづくりセンターのあり方、それから子どもセンター、それから学童保育のあり方を含めれば、もっと大局的に見たほうがいいのではないかなというふうに思っておりました。決まったことなのでいいのですが、健康福祉課長にもお聞きいたします。子どもセンター、合築ならないということで規模は縮小になります。隣には児童公園があります。そして、話に聞けば、あるスーパーが隣のほうへ移ってくるということで、環境的には買い物しやすい、それから児童公園もある、図書館もある、非常にいい場所に私はつくるのかなというふうに思っています。そのことについて児童公園、隣にあります。どのような活用の仕方、それからいろんな意味で遊具をそろえてくれだとかいろんなこともありますが、これから子どもセンターと中央児童公園ですか、その兼ね合いはどのようにお考えなのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 子どもセンターの予定地の周辺には体育館、それから図書館、さらに生涯学習センター、そして隣接をします中央公園と、こういう形で非常にいい場所、ロケーションのところに設置できるということでありまして。そして、とりわけ隣接する公園とのすみ分けといいますか、有機的なつながりといいますか、利用といいますか、そういうものも当然考えなければならないというふうにして思っておりまして、公園を所管をいたします地域生活課のほうとも1度子どもセンターと公園との利用の方向性について意見交換をしておるところでございます。似たようなものを両方に、例えば遊具などについて子どもセンターにも、それから公園にもというふうな二重な、いわば無駄といいますか、そういう過剰な施設整備ということはなるべく避けようと、こういうことで考えております。できれば中央公園のほうに子供用の遊具なども設置をしながら、一体として利用できるような形でどうだろうかというようなことを担当の課とはお話をさせていただいているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 隣にある施設とダブるようなことはしないということで、それは当然でありますし、そのような施設のつくり方をさせていただきたいと。もう一つは、これは学童保育の機能も果たすというふうには説明ありますが、先般学童保育を考える会というのがありまして、議員も数名、町長も出席しておりました。その中でいろんな子供には壁があるのだと。小学校1年生になったときの壁、保育園から小学校になったときの壁、誰が小学校上がってきたときに出るのだというような壁があつて。それから、10歳の壁もあるのだそうです。児童福祉法には、10歳からの線引きがあつて、そこからまた変わるのだというふうにあります。このセンターの対象年齢ですか、対象年齢は小学校までというふうな考え方なのだろうと思いますが、これ対象年齢を、ある人は中学校も何もしていない子はそういう施設にも行けないとなる

と、あの辺にたむろしているという話もあります。中学校まで範囲を広げる。でも、そうすると何かそんなに大きい子まで面倒を見る必要はないのだという考え方もありますが、この計画としてはどの辺までの対象年齢を置いているのか、そしてどのようなことを設定しているのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） お答えいたします。

対象年齢については、いろいろなご意見を頂戴をいたしております。ただ、当初からの計画、子どもセンターの計画というのは、子育て支援というところが一つの眼目、ポイントがあって、そして年齢の低い層、未就学児童を育てる家庭の支援がまず1つ最初に出てきたわけでございます。そうした中で未就学あるいは小学校低学年ぐらいまでを中心とした考え方で、これまで利用の対象としては考えてきたということでもございました。ただ、では小学校の子供たちが兄弟で遊び来たとき、あなたは小学校6年生なので、だめよというような話には多分ならないだろうということなので、子供の体の成長の違いはあって活動量も随分違うのだとは思いますが、小学校ぐらいまでは何とか利用できるような施設として考えていこうということで、当初から見れば少し利用範囲を広げた形で、小学校全体を見た形で、小さい子から小学校全体を見た形で利用対象を考えようということまで議論と申しますが、お話を進めてきたところでもございました。中学校のお話でも実はあったのですが、なかなかそこまで範囲を広げるということになると、これまたちょっと違った要素も考えなければならないということもあわせて、遊びの形態、スタイルも違ってくるということもあわせて、一応委員会の中でもいろいろご意見はいただいたわけですが、小学校ぐらいまでということでも考えさせていただいているところでもございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 小学校までという話であります、やはり今一番子供たちに足りないというのは縦社会を知らないという、縦社会。遊びにも縦社会がなかなかない。子供たちがいつも横で遊んでいるというのがあります。今学童保育などでは、縦社会で子供たちを育てると。そうすると、縦社会は小学校までが縦社会ではなくて、それより上あって上あってずっと縦社会はあるのですが、中学校はどのような行動をするかわからないから、まず今はちょっとという話であります、私はそういうニーズがあれば中学校だって、病院に行くとも中学校まで小児科です、病院だと中学校まで小児科なのです。今町では、子育て支援として中学校まで医療無料にしているではありませんか。その辺を考えれば、その辺も少し考えて私はいきたいものだなというふうに思っていますが、そういう見解はどうでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 中学校の利用ということでは、やっぱり確かに縦社会と申しますが、お話のとおり小さな子供たちと上級生とのつながりという部分では、断ち切ってしまうのかというような部分もあろうかと思いますが、やっぱりさっきの私の答弁にもお話をさせていただきましたけれども、中学校と小学校でやっぱり活動する分野が違うのではないかなというふうにして思うわけで、とりわけ中学校に入りますと部活の活動も随分盛んになってきますし、そういう意味からすれば小学校中心あるいはゼロ歳から小学校中心というあり方で一定線を引かせていただいたということでもございました。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 当然中学校になれば部活等が忙しくなります。だけれども、それに漏れるなんて

という言葉失礼なのですが、対応できない子もやはり出てくるのではないかというふうなことも考えられます。まず、行政的にはそこまでどこかで線を引かなければいけない部分がありますが、そういう子供たちもいるのだということを頭の隅に置いて、これからの運営に役立ててほしいなというふうに思っております。この項は、これで終わりたいと思います。何か課長あれば。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 中学校の部活の部分とそれになかなか加われないで時間をどう過ごすかというところは、やっぱりあるいは集まる場所がというような課題については、私も感じるところはございます。ただ、今回の子どもセンターの部分でその部分をフォローするというよりは、もう少し違った形でといいますか、そういう対応も考えたいというふうにして思います。私の健康福祉課だけのお話ではなくて、この辺は教育委員会との協議といいますか、意見交換も必要になる部分ではないかなというふうにして思いますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 次に、その下段ですが、衛生費の2目予防費、需用費の100万円の消耗品の減はということなのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 24年の5月でしたか、全世帯を対象に自殺対策の関係で啓発グッズをお配りをしたところでございます。ご記憶ございますでしょうか、クリアファイル、それからポケットティッシュ、ボールペン、あとメモ用紙というようなことで、全戸に自殺の予防というようなことで話を聞きましょうとか気づきましょうとかというような口ゴを入れてお配りをしたわけでございます。これは、県の10割の補助で実施をする事業でございました。当初事業申請を二百数十万円という形で事業申請をしたわけですが、実際5,000セット入札をいたしましたら随分低く落札をしまして、当然差額が出るわけです。その分を県に申請をしていたところの事業費を申請額を減らすということにならざるを得ないわけで、その部分の消耗品の減と、減額補正ということでございます。入札差額による減額ということでございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） 自殺対策のグッズの入札の差異が含めて100万円だということでありまして。最近自殺のことは余り話題にしなくなったのですが、二、三年前までは多分今でも3万人ぐらいは年間日本にいるのではないかと。首を横に振る人もおりますが、最低そのぐらいは。3万五、六千というようなマックスはいたのですが、今遊佐町の交通死亡事故は1,100だかずっとなっていますけれども、私もずっと自殺対策については一般質問等で二、三回この場で質問したときもありますし、提言したときもあります。かなりマックスは2桁ぐらいうち遊佐町でもいってました。今課長わかれば、5年ぐらいのわかる範囲での数をわかれば、こんなところで何人というのもなんですが、わかる範囲で結構なのですが、どのような推移ですか。

委員長（筒井義昭君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 昨年のニュースでも出ておりましたけれども、14年ぶりでしょうか、全国の自殺の数は3万人を切ったということでございます。その中身は、都市部が少し減ったのではないかと

いう分析のようでございますけれども、果たして全般的な全容、いろいろな要素がみ合っておりますので、全容をどこまで分析できるかということではありますけれども、そういう形で全国的には平成24年については3万人の自殺人数が切ったということになります。遊佐町の場合についても同様な傾向がございまして、平成24年度の途中までの数値でございますが、1桁台の真ん中より低い線で今推移をしておりますのでございます。大体ここ数年は、1桁台ということですと来てございます。ちょっと正確に何年前からという、去年あたりからは1桁台の真ん中から低いところに動いているというふうにして把握しております。

( 何事か声あり )

委員長 ( 筒井義昭君 ) 8番、高橋冠治委員。

8番 ( 高橋冠治君 ) まずは、自殺は経済動向も含めて微妙な携わりがあります。まずは、最近減っているということは本当にありがたいというのが、うれしい限りであります。やはりこういう予防策をしつかりしながら周りの目もそういう人を何とか保護していくとか、支えていくような、そういう環境づくりが必要なのだと思います。やはりグッズを配るのもいいのです。いいのですけれども、やはりそれによってその人以外の周りの環境を守る力を上げていくというのが私は非常に大事なのかなというふうに思っています。こういう予防はしっかりしていただきたいと、このように思っております。

委員長 ( 筒井義昭君 ) 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長 ( 菅原 聡君 ) 今お話いただきましたとおり、予防ということで物だけ配ってということではやっぱり対策にはならないのだろうというふうにして思います。物を配る、グッズを配るということは、ちょっとしたきっかけで人の潜在意識といいますか、そこに訴える部分はあるかと思っておりますけれども、やっぱりこの問題については丁寧にお話を聞くといいですか、別の言い方をするとゲートキーパーというふうにして言っていますけれども、人の話、悩みを聞くというような心持ちを周囲で育てるところが一番大事だというふうにして言われてございます。この取り組みについては、昨年の12月に2度ほど研修会というようなことで、婦人会やあるいは民生児童委員、さらに関係部署にもご案内をしまして、トータルで天気の悪い日もございましたけれども、百数十名の、2回にわたる延べ人数でそのぐらいの研修に参加をいただいておりますのでございます。講師につきましては、一つは酒田の山容病院の院長先生、これはアルコール依存とのかかわりの中で、鬱になって自殺の引き金になるというようなところの気をつけなければならないところというようなところのお話と、もう一つは秋田のほうからこれまで何回も来ていただいております秋田大学の教授のほうからの自分の実践を交えてのお話をいただいたということでございまして、こういう機会を何度か設定をしながら理解を周囲に広めていくということが必要かというふうに思います。

委員長 ( 筒井義昭君 ) これで8番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

11番、堀満弥委員。

11番 ( 堀 満弥君 ) 補正予算に沿った質問にはならない箇所もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに16ページ、農林水産業費、3目の農業振興費、19節の負担金補助及び交付金の537万円の減、農

業経営基盤強化資金利子助成補助金の5万3,000円減の説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

こちらにつきましては、スーパーL資金の利子補給金でございまして、いわゆる事業確定に伴います減額でございます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） スーパーL資金の助成金の補助金の減額だということで、それに関連いたしまして稲作農家は必ず減反をしなければならないと私は思っております。24年度は、33%から34%の減反をしたわけでありますが、減反にはえさ米を作付した農家がいるわけで、そして年度内、12月の年度内にもうちゃんと作付して収量がそれ相当上がった方には8万円の減反奨励金を支払ったわけでありまして、そして、ずっと調べていきますと九十数名の方が収量が上がらなくて、年内にもらえなかったというふうなことを聞いております。そして、ことしに入ってからですか、昨年のもころですか、第1回目の弁明書を出させたと、出してもらおうというふうなことを聞いておりますが、その結果はどうでしたでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

ご案内のとおり戸別所得補償の中の飼料用米につきましては、10アール当たり8万円の戸別所得補償がつくわけでございますが、これには1つ基準がございまして、基準収量の8割、80%です、80%以上を生産することという基準がございまして、なかなかやっぱり山手のほうですと、8割に満たないところもございまして、実際、それで、12月中に8割以上クリアした方には、8万円既に入っております。それ以下のそれに満たなかった方々、今の委員ご指摘のとおり九十数名おるのですけれども、その方々についてはなぜ80%いかなかったのかという理由書を国のほうに提出してございまして、先般も生産組合長会議の席で酒田地域センターの担当がお見えになりまして制度の説明があったわけですが、その中で実は飼料用米の戸別所得補償の支払いについて説明もございました。93名につきましては、現在鋭意精査中であるということで、ただその中でも何名というお話は聞き出せなかったのですけれども、当然向こうのほうでもそこまでは詳しい話はしなかったのですけれども、その中でもいわゆる自分たちのほうの基準を通った方々については2月いっぱい目途にお支払いをします。ただ、その中でも数名、その基準に第2段階の基準に満たない方もいらっしゃるの、その方については再度検討といいますか、精査しまして、いわゆるオーケーとなった場合には、3月いっばいをめどにお支払いをしたいというお話がございました。ただ、ちょっと嫌な話って変ですけども、その中で全員にお支払いすることができないかもしれませんという言葉がちょっとあったものですから、ちょっとそこ気になっていましたけれども、ただ何%以下であるとかあるいは以上であるとか、あるいはどこの誰がというお話はいただけませんでしたけれども、現在のところそのような形で2月中にお支払いになる方と、さらにもう一度審査されて3月中にお支払いになる方と、あとひょっとしたら何名かお支払い、残念ながらならないという方が出る可能性もございまして、その辺の情報につきましては酒田地域センターのほうと連絡をとりながら、情報をとりながら進めてまいりたいというふうに思います。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) 先ほど課長は、基準収量と言いましたが、基準収量ではない、基準、何だ、上げるキ口数、それが平野部も山手も一律だということで、山手のほうでも上げている人は上げているのです。平野部の方もだめな人はだめなのです、幾ら場所がよくても。となりますと、捨てづくり、この前ある業者と話し合う機会がありまして、業者が指導しているのは、そういう捨てづくりしている人は誰もいないと。だから、農協の営農指導が甘いのではないかというふうな指摘もしていました。そういえばつくれば8万円もらえるのだと。昨年も収量が上がらない方には弁明書ですか、そういうものをつけて添付すればもらえたから、そんな大丈夫なのだ。ただ、8万円が1カ月か2カ月ぐらいおくれるだけで何でもないというふうなことが話し合っているのです、実際は。そして、えさ米は収量を上げれば上げるほどカントリーの使用料がかさむのです。だから、上げるほうがばかなのだというふうなことを言っている人がいるのです、実際。だから、そういうふうなシステムではなく、別のシステムを私はつくるべきではないかと、そういうふうと考えております。課長の考えをお聞きします。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

確かに実際そういった話、私も伺ったことがございます。昨年までは、そういったことに対して非常に甘かったというお話も伺ってございました。東北農政局、いわゆる酒田地域センターのほうとしましても、そういった方々、それではいけないということで、ことしから厳しくしたということが一つあると思えます。営農指導がたしか、そこはちょっと私も何とも言えませんが、そういう面があったかなというふうなことは確かに思います。ただ、麦、大豆、米、飼料用米というふうなローテーションを行って行く中で、確かに山手のほうを例えば田を求めた方で、そういったローテーションをこれからしていこうと。もともと耕作放棄地になりつつあるような田を購入されて、それでこれから土地をつくっていこうという方もいらっしゃると思いますので、一概に全てが捨てづくりだということではございませんけれども、そういったことに対して大変厳しくなったというのも事実でございます。それで、実は戸別所得補償につきましては、25年産米につきましては24年を踏襲するというので、名前は変わりますが、同じ金額、同じ内容で基準で戸別所得補償をやりますけれども、26年からは今新しい政権の中で変わるかもしれませんというが、変わるだろうというふうに予想されてございます。いわゆる全ての方々に一律にというのではなくて、メリ張りをつけた農業をという自民党の政策でもあるようですので、26年産につきましては何がしら戸別所得補償については見直しがかかるだろうというふうに見込んでございます。実は、飼料用米も含めましていろいろ戸別所得補償につきましては考え方が2つありまして、1つは面積に対して10アール当たり幾らと、今の場合でいくと10アール当たり8万円というふうな、そういう支払い方がいいのか、あるいは数量そのものに対してやってはどうかという考えもございました。これですと、多くつくればつくったほど、少なければ少ないほどといいますか、それに見合った形でのいわゆる努力の結果に対しての数量が支払われるのではないかというふうな議論も内部のほうではございました。そういったものを含めてちょっとこれから新しい政権がどういった形で農業を補償していくのかも見きわめながら、こちらのほうとしてもいろいろご意見を言わせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長(筒井義昭君) 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) 今課長の答弁では、数量に対しての支払いというふうなことを言っていました、減反は必ず私はしなければならないと思っております。収量で支払うのもまたいかがかと、そこにも問題はあのではないかというふうに私は思います。また、山手のほうでもローテーションを組んでやっているのだと、私はそのようにやっています。大豆、エゴマ、それからえさ米と、全部が全部ローテーションを組んで、連作障害を防止するためにやっている人はやっているのです。だから、その辺は24年産で捨てづくりでもらえない方は、25年はえさ米づくりは遠慮してもらおうというふうなことをお願い申し上げ、この件はこれで終わりたいと思います。何かあれば。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) おっしゃるとおりだと思います。いずれにしても、こちら私先ほど申し上げましたのは一つの例という、そういった議論があったということのご紹介でしたので、当然努力がちゃんと報われるといいますが、そういった形できっちり支払われるようにしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長(筒井義昭君) 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) その下のほうの19節の負担金補助及び交付金の中で、平成24年度暴風雨被害特別対策資金利子補給補助金29万4,000円の減、この内訳をお願いいたします。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

この利子補給につきましては、農協と市町村で農家の負担分をゼロにしましょうという当初計画で上げたものでございます。遊佐町としては、これは一応財政も通りまして上げたのですけれども、酒田市さんのほうでこれができなかったということで、結局JAみどり管内、足並みをそろえましょうということで、結局市町村負担をなしにしてJAのみの負担ということで無利子になったものでございまして、それに伴って市町村負担の分の、ここでいいますと29万4,000円がそのまま減額になったということでございます。

委員長(筒井義昭君) 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) ちょっと私勘違いいたしまして、暴風雨被害という、ゲリラ台風、昨年4月でしたが、あったわけで、パイプハウスも大分飛ばされたり、また一部崩壊したりしたわけであります。それで、補助金をどのぐらいのパイプハウスに今支払いしたのが、支払うつもりでいるのが、その辺をお聞きいたします。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤源市君) お答えいたします。

こちらのほうの平成24年度山形県暴風・豪雪被害対策事業補助金のほうですと、38名の方で46棟のパイプハウスに対して補助をいたしました。

委員長(筒井義昭君) 11番、堀満弥委員。

11番(堀 満弥君) 38名の人の46棟分のハウスの被害があったと、それには補助金を出したのだと。これハウスも大小あるわけですが、1棟当たり平均どのぐらい出したのかお聞きいたします。もしわからなかったら後で聞きに行きますので。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 46棟の分で182万1,000円の支払いでございますので、1棟にしますと32万円ほどの支払い、これ補助金ベースでございますが……

（「違うろう」の声あり）

産業課長（佐藤源市君） 大変失礼しました、3万2,000円の平均しますと支払いということになります。なお、被害総額という、被害あったのは285棟ほどの調査ではございました。補助金を使った方と、それから融資を使った方もございます。この下のほうに融資の分もありますが、融資を使った方、それから表にはといたしますが、この表には出てきませんが、農協の無利子の融資を使った方ございますので、それぞれ被害に遭われた方々はいずれかを使って修復されたということだと思います。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） パイプハウス、46棟新しく建てたわけですが、なぜ新しく建てたパイプハウスに被覆材、ビニールですよね、あれをなぜ秋のうちにかけてたのか、その辺はどうでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 補助事業の性格上、いわゆる県の補助事業なものですから、完成というところ、何をもって完成かということなのですけれども、いわゆる骨組みだけして完成というふうにはならないということで、ちゃんとパイプハウスがそこでできましたというところでいわゆる完成を検査をして、それに補助金をお支払いするという性格上、どうしてもビニールを張らないと完成と認められないということではございました。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 実は、私鶴岡にもパイプハウスを建てに行ったのです。そして、遊佐のほうはフィルムをかけなければだめなのだよと、かけるのですかと言ったら、返ってきた言葉が、いや、被覆材を、フィルムをハウスの建てた脇に置いて検査写真を撮ればいいのですよと、そういうふうに言っていました。同じ山形県の検査でしょう。そういうふうには言っていました、鶴岡は、3カ所とも。そして、私が不思議に思ったのは、なぜこの一冬、11月ころから3月ころまで暴風雪ですか、風雪に何でさらさなければいけないのかと、遊佐町だけが何でそういうふうにはやらなければならないのかということをおは課長に聞いたかったです。鶴岡のほうは、何でもないので。その辺どうですか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 鶴岡の情報をちょっと把握していませんでしたけれども、県に確認したときにはそのようにということで県からはそういう指導を受けてございます。多分酒田のほうでも同じやっていると申しますが、なお県のほうに再度確認して、もしそれでよろしければそのような形で検査と、完成というふうにしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） よろしくお願ひしたいと思います。この項は、これで終わります。

17ページの商工費、商工費の11節の需用費30万円の修繕料の内訳をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） こちらにつきましては遊佐地域交流センター、つまり遊佐駅ですけれども、あそこのオープンスペースの塗料の塗りかえでございます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） ちょっと勘違いして課長のほう行ってどうも済みません、わかりました。これは、ちょっと私勘違いしているのではないかと思うのですが、街路灯は地域生活課ですよ、街路灯。

（「道路照明灯は地域生活課です」の声あり）

11番（堀 満弥君） 道路照明灯。

それでは、済みません、18ページの道路橋梁費、2項の道路新設改良費の中で、15節の工事請負費1,553万6,000円減となっております。この内訳をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

この中には3つの項目が入っております。社会資本整備総合交付金事業で整備をしておりました稲川丸子線防雪柵設置工事について完了を見ました。事業確定を見ました。1,136万1,000円ということで工事費が清算になりました。当初予算に対して2,000万円、マイナス1,136万1,863円の不用額が出ました。それから、白木地内の道路改良工事につきまして、今年度測量調査から請負工事まで実施計画の予定でありましたが、地権者との調整が手間取りまして、用地測量までと。工事については来年度に行うということで皆減をいたします。370万円の減でございます。その他もろもろの精算不用額が379万7,000円が出まして、合わせて1,553万6,000円を減額するものでございます。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） はい、わかりました。

実は境田住宅団地は、前はマロ二工の団地と呼ばれていたそうです。課長知っていました、マロ二工団地。私も初めて聞いた言葉なのですが、そのマロ二工も大分枯れているそうです。だから、あそこの区長さんですか、植える計画はあるのかなのか、その辺を聞いてくれと言われたものですから、どうでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

薄ぼんやりとマロ二工住宅団地という通称名をお聞きしたことはありますが、ただ最近区長さんなり地域の方からそういった状況の報告、植栽の要望等、私自身は聞いたことはありませんでしたので、ひょっとしたら係のほうに入っているのかもしれませんが。いずれにしても、もう一度確認をさせていただき、現地もしっかりと踏んだ上で、地域の要望を改めて聴取して対応をさせていただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） そして、マロ二工団地の道路のほうも陥没しているところが数力所あるというふうな話もしていたので、その辺もあわせて見てもらえばありがたいと。そして、管理のほうをすぐやってもらえればありがたいと思います。また、同じ道路なのですが、これは町道ではなく県道、下当から中山、ここを真っすぐ行ったところに右側のほうへお墓ありますよね、お墓、山手のほうに。あの辺物すごく吹きだまりがたまるのだそうです。そして、防雪柵を何とか県に要望してもらえればという要望がありましたが、課長はあの辺のところに防雪柵の設置、県のほうにはどのように働きかけているのかいらないのかをお伺いいたします。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 防雪柵の設置の前に境田団地の町道の陥没についても大変申しわけありませんが、私自身認識しておりませんので、早速対応したいとは思いますが、残念ながら積雪、今は雪解けになっておりますが、どうしても冬期間工事にすぐ入れないという状況も、そういったケースもございますので、そういった状況の中では若干対応が出来るということがあろうかと思えます。ただ、いつも我々の使命として、とにかく町長のほうからはスピード感を持って実行しなさいということをおっしゃっております。要望があったらその日のうち、遅くとも48時間のうちには対応するというのを我々の一つのモットーとしておりますので、そのような取り組みを継続して実施して、今回の件についてもしっかりと施工をし、管理を行っていきたいなと思っております。

県道につきましては、今の案件について要望するとすれば、県に初めてこれから要望することになります。これまで一切そういったところの要望活動は、行っておりませんでした。比較的この路線、吹きだまりになるという、我々がパトロールする中でも認識はしておりましたので、また改めて雪降らないとわからないのですけれども、地域のほうとも連絡をとり合いながら対応していきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 11番、堀満弥委員。

11番（堀 満弥君） 防雪柵もあの辺の道路はそんなに長くはなくてもよろしいのではないかと、そう思います。強く県のほうへ働きかけて一日も早く建設するようお願い申し上げまして、私の質問を終了いたします。

委員長（筒井義昭君） これで11番、堀満弥委員の質疑は終了いたしました。

9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 20ページのしらい自然館費についてちょっとお尋ねいたします。今補正で35万円が出ておりますけれども、これの内容をお聞かせください。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えいたします。

自然館の備品につきましては、パソコンの機種が大分古くなっているということも含めまして、パソコン3台とプリンタ、この内容でございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） パソコンの買いかえだということでございました。それで、しらい自然館につきましては宿泊者への食事、これが問題になっていとお話を聞いております。つまり今の調理室では、きちんとした料理をつくる対応がちょっとできていないということで、お客さんが食べるときにこれは仕出し屋の、つまりそこを請け負っているから酒田でつくってきて持ってきて、そこで並べかえて出すというような食事内容だと聞いております。つまり調理室が狭くて、そこにいっぱい宿泊した場合は対応ができないというような施設だと聞いておりますけれども、課長はその件については食事についてはどう思っておりますか。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） 調理室の大きさ含めて、その詳細についてはまだ私ちょっと把握しておりません。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 把握していないということでしたけれども、一応よく調査して、そしてそれがもし原因で客の入り込み数に影響があるようであればやはり困りますので、やはり調理室を改修をしなければいけないと判断したときには、きちんとした調理室をつくって、そして遊佐産のそこでできたての食事を提供できるようなものでしていかなければ、ちょっとまずいのではないかと思いますして質問をしました。課長がまだ首をかしげておりますので、この件についてはこれで終わりますけれども、まず調査していただきたいと思います。今議運の委員長からアドバイスを受けて、副町長に聞いたかどうかということでしたので、副町長お願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀田副町長。

副町長（堀田堅志君） 現在観光開発公社で指定管理している施設でございます。今お話しされた食事提供についてはちょっと詳細、私存じませんで、本来であれば企画課長が答弁するところですが、所管のようですので、ご容赦をお願いしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 誰もご存じないということでした。私の勘違いもありますので、そうかもわからないので、一応調べてまたお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。やはり宿泊は食事ですので、大事だと思いますので、質問をいたしました。

それでは次に、15ページに移ります。15ページの環境衛生費の工事請負費が50万3,000円、施設整備工事費等と出ておりますが、これは斎場の火葬場の補修だと聞いておりますけれども、どのような工事をするのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

この中身、内訳は、2つの工事についてであります。斎場の待合室、玄関を入れてすぐ左側、応接セットあるオープンスペースに間仕切り工事をしたいということで69万4,000円の増額、一方火葬炉補修工事、毎年計画的に行っておりますが、完了しましてその精算分を減額をさせていただく、マイナス19万1,000円と、差し引きの50万3,000円を増額するものでございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 間仕切り工事をすると。間仕切りというのはどういうことかちょっとよくわからないのですけれども、部屋を仕切るとのことだと思います。それで、今のホールとそちらの東側のほうのソファーとかある部屋が一体になっているわけなのですけれども、今のその状況でやはり使用される方から苦情があったのかどうかということなのです。それで、もしくは課長のほうでこの辺が改良していきたいなというようなことでそれを決定したのか、その辺はお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 今回の間仕切り工事の補正をお願いするその動機は、委員おっしゃったとおり苦情がありまして、ちょうど1月の非常に寒い日、もちろん暖房設備は稼働はしてはいたのですが、寒くて待合室に入っていられないといった苦情が火葬あったその日にありまして、早速検討をさせていただいて、これから春にかかっていくわけでありまして、来年度予算ということも考えたわけでありまして、

総務のほうとも協議をいたしまして、やや前倒し的にまだまだ寒い期間続きますので、幾らでも早いほうがよろしいであろうというようなことで、今回工事の提案をさせていただくものでございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 私もそのソファーには何回も座っておりましたけれども、やはり寒いときにはそのような居心地の悪い場所でした。間仕切りというと、ソファーの部分と、それから和室の部分とあるのですけれども、その脇に廊下がありますよね。廊下とは別に和室と真つすぐのところ壁つくてドアで入るといような、そういう設計なのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

火葬場入って真つすぐのロビーと応接セットのある待合室を完全に仕切ると。そこにドアをつけると、開閉のドアをつけさせていただきます。待合室続きで和室が3室あるのですが、そこには一切かかりません。あくまでもロビーと待合室を仕切るというものでございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） はい、わかりました。

それでは次に、21ページご質問いたします。災害復旧費、小学校災害復旧費ということで修繕料が三角の183万9,000円出ております。これについても西遊佐小学校の屋根の工事だったということですが、この補正前の額とそれから補正額、そして計を見ますと、物すごく大きいものだなと思っておりますけれども、これは何でこんなに大きくなったのかご質問します。それから、これ屋根以外は入っていないでしょう、これ屋根だけでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えします。

西遊佐小学校の体育館の屋根でございますが、補正前の額の321万9,000円というのは緊急ではございましたが、設計業者のほうから設計はしてもらっての予算要求といいますか、そういう補正前の額でございます。それで、緊急ということもございまして、入札会ということではなくて見積もり合わせというやり方をしたわけでございますが、もちろん設計業者からいただいたやつの数量計算書といいますか、金抜きで依頼した施工業者のほうには渡したわけでございまして、見積書を提出いただいたところ、一つはおおよそ280万円というような見積もりをいただきました。もう一つのほうがここに計として残っているような138万円、それに近いような額で見積額を提示いただいたところでございます。非常に2つの中では差が大きいわけでございますけれども、130万円ほどで提示いただいた業者の中身といいますか、内容でいきますと、いわゆる足場の組み立て等々を含めて、ほぼ全部自分のところで直営でやれるということと、それから諸経費等については大変ありがたいことですが、十分努力をさせてもらったということでございます。もう一業者のほうは、ちょっと言い方が適切ではないかもしれませんが、いわゆる一般的な見積もり価格といったようなことではないだろうかと、このように受けとめております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 課長の説明聞きますと、2つの業者の中で片方が物すごくサービスしてくれたと

いうことでしたよね。これは、ありがたいことだと思います。足場も自前で移動しながらやっていく、そういう業者であるなと思います。それでないと足場は足場で全部組んでしまって、かなり足場代というのはかかりますからね。自分たちだと、こここのところ終わるとこっちというふうにやったと思います、全部の足場のパイプは持っていないと思いますから。それにしても物すごく倍です、大体半分でできたということで、どこの業者かなと思いました。何かあったときには、この業者にまたお願いしたほうがいいのではないかと思うほどです。それで、災害復旧費ですから、災害ですから、ここは建物共済はもちろん入っていることでしょうし、それでその保険がもちろんおりましたことと思います。138万円だと、保険料はちゃんと払ってれば、これは全額出たのかなとは思いますが、その歳入のほうはちょっと見当たらなかったの、そっちのほうの説明もお願いしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 東海林教育課長。

教育委員会教育課長（東海林和夫君） お答えします。

今回の補正では、保険ということでの歳入は確かに見ておりませんが、後ほど調べてどのようになっているのかお答えしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 大体調べなくても全額は出ているだろうな、こう思っております。後で調べて違っていたら教えてください。

次に、18ページの、冬ですからやはり除雪についてお聞きしたいと思います。2の1の道路維持費の中の報償費ということで、ことしも町道の除雪協力費を今100万円補正しております。これについても町長の配慮で昨年度よりも単価を倍にして、今までの謝礼か補助金というか、そういうものを上げてくれたと。そして、地域の人にやる気を出してくれたという意味では大変よかったことだなと思っております。しかし、ことしの雪の降りようです、昨年と比べれば、昨年だともう私の部落から役場に議会に来るとき、もう3メートルぐらいの壁の、道路の脇は口一タリーで飛ばすものですから、3メートルぐらいの壁になっておりました。もうここは、遊佐町ではなくて蔵王かなと思うほどの雪でした、昨年は。ところが、ことしは雪の量が少ないです。にもかかわらず、この除雪費というのはもういっぱい、いっぱいと言われている。今の現状でどのぐらい除雪費、町道のほうではかかったのか、その辺と、それから町道除雪協力謝礼につきましては、恐らく時間単位の報告書というのが今作業班のほうに渡されておりますので、時間はかなりの昨年度よりは少ない、半分はいかないかなと思います。私もその中で去年も部落の除雪隊の中の一人ですので、昨年よりはよくよく出ていないです。その辺の状況を課長のほうからお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

今年度の積雪あるいは降雪の状況なのですが、決して降りようが少なくないのです。我々も実は昨年と比較をすれば、もう半分くらいかなと、全く少ないなという認識でございましたが、県からのデータをいただきまして、グラフに落としてみました。降雪量です、降雪量で見ますと、これは1月までの分なのですが、総量で40センチ多く降っているのです。びっくりしました。新聞、テレビ報道でも豪雪という形で報道もなされておまして、早速国からも豪雪対策の補助金交付の通知が来ました。これは、昨年度、おと

とと同じようであったわけですが。ですから、同レベルという認識で、認識というか、実際の積雪、降雪量があるという実態の中で物事が全て進行をしておると認識しております。もっと詳しく申し上げますと、12月は確かに去年より少なかった、1月が非常に多かったのです。降っては解け、解けては降るという形で、いいあんばいに解けてくれるものですから、我々の除雪作業も比較的大きな混乱もなく推移しているかなと。その分そんなに大変な苦情等々もないかなという状況でございます。今回お願いした補正については報償費でございます。いわゆる自主除雪作業という名目でトラクター等で機械作業にかかわる分、町の機械除雪ができない集落の小さな枝線、町道等の除雪をお願いする分、昨年度は1団体当たり1万円でありました。1集落、5団体1万円であったところを今年度は1集落、団体数は同じ5団体の上限を2万円として差し上げるものでございます。これは、上限額でございますので、最終的にはシーズンが終わってからの報告、一括報告というのがありますので、作業量はそのときに見えてきますので、今現在何とも言えません。恐らく我々の感覚としましても、昨年度よりは若干作業量は時間で見れば少ないのかなとは見ておりますが、今後のまた降雪、積雪の状況いかんでこの辺はふえることがあろうかと思えます。町の機械除雪に係る除雪費については、9月補正で4,000万円をいただいて、都合5,000万円の中で運用をしておりますが、まだ5,000万円内におさまっております。といっても2月末の集計でございますが、実績にして4,302万3,000円、残すところ700万円弱と。これまた今後の降雪いかんで決まってくるわけでございます。3月、4月になりますと、実際の除雪ではなくて、排雪だとか臨時的に排雪場所を設置しているところの原況復帰だとか、水田にたまった雪の散らし作業とか、いろいろ後始末作業が入ってきますので、恐らくこれから若干の補正をいただくことになろうかなという感じで見ております。その節にはひとつよろしくご協力をいただければありがたいと思えます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） ことは、雨が降ったりするものですから、積雪としてはそんなに感じないということでしたし、またお金のほうもまだ4,300万円ほどだということですので、昨年と比べれば大分やっぱり経費がかかっていないのかなと思っております。それで、除雪車の作業を時々道路で見かけることがあるのですが、疑問に思う除雪の仕方をしている業者もおりました。というのは、道路が幅あるのですが、道路の中はアスファルトが出ていて除雪の雪がないのです。ところが、ガードレールあると、白線あって端のほう、白線あって白線とこれだけ残っているのです。それを飛ばすのです。すると、そこは車は余りほとんど関係ないような場所なのです、部分なのです。そこを除雪している、ことは、そういうのをよく見かけますので、そういう出動の基準というのは、こここのところがこれだけあれば、10センチあれば、全面に出なくてもやはり出るというような指示、そして隅々まで、もうガードレールすれずれまでやりますので、確かにこれはいいことはいいのですけれども、その分経費もかかるのかなとは思って見ていました。課長は、町のほうではその部分はどのようなことになっているのか状況をお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

町の除雪計画では、ご案内のとおり基本が10センチの積雪があれば、除雪機械出動という基準を持ってとり行っております。機械の大半が除雪ドーザです。除雪ドーザでまずドライバーの通行の安全の確保と

というようなことで道をあけるということをもまず最優先をして作業をしております。これは、最近歩道ロータリーを増強しまして、フルに活動をしてもらっております。何かというと幅出し作業です。どうしてもただ寄せるだけのドーザでございますので、必ずしも安全通行を確保できないということがあります。これは、歩道もそうなのですけれども、車道から飛ばされた雪あるいは路側帯に堆積した雪をやはりそれを一定処理しないといけないという、そういった我々の除雪計画の中の一つとして幅出し作業、場合によっては天気を見ながら温暖になりますと、ドーザが入った道でもざくざくって非常に通りが悪いということがありますので、お昼からを基本にしておりますが、夕方かけて剥ぎ取り作業、そういった幅出し、剥ぎ取りとうまく連携をとりながら、除雪機械を有効に活用して作業をしているという実態でございます、決して無駄な作業をしているという認識はございません。また、地域の要望に沿った形でやらせていただいております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 幅出し作業だということで無駄な作業ではないと。やはり余裕あればやったほうがいいのかなとは思っております。そして、また通学路に関しましても、小型の除雪機械がフルに動いているみたいで、いつも小学校児童が歩いていくときは、もう歩道のアスファルトが見えるというような感じで、ことは本当に努力しているなど、課長に本当に感謝したいと思います。先ほど斎藤弥志夫委員さんも町長に感謝を申し上げておりましたけれども、私は課長のほうに感謝を申し上げます。そして、時間もなりましたので、そろそろ終われという合図が来ましたので、私のほうは以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

委員長（筒井義昭君） これで9番、土門治明委員の質疑は終了いたします。

3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 時間もなりましたので、6月定例会から一応一般質問も一問一答方式を取り入れる予定でありますので、一問一答式で質問したいと思います。

17ページの、先ほど5番委員のほうから危険木等の伐採委託料という292万円という質問ありましたが、空き家の場合、民家の場合、危険家屋の場合、解体命令というような形で条例でも各自治体やっているようですが、民有林の危険木の場合はその辺のところのガイドラインみたいなものは、何か法律的なものあるいは規則が何かでガイドライン的なものはあるのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

少なくとも森林関係については、そういった条例あるいは規則、法律は存じ上げてございませんので、多分ないと思います。

委員長（筒井義昭君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） そうすると、民有林の場合の危険木で町民から伐採してほしいというふうに町のほうでお願いされた場合は、どのような判断で町がやるとかやらないかというのを判断されるのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

例えば道路に対して邪魔しているとかいうのは、多分道路管理者のほうから地権者のほうに行くものだというふうに認識しています。公共的に例えば何かに邪魔しているあるいは支障あるというものにつきましては、うちのほうの係のほうで現場へ行かまして、そういうこと、そういう支障があるというふうに認識した場合は、うちのほうで支障木として処理するというようにしてございます。

委員長（筒井義昭君） 3番、高橋透委員。

3番（高橋透君） 終わります。

委員長（筒井義昭君） これで3番、高橋透委員の質疑は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって質疑は終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第1号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）、議第2号 平成24年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第3号 平成24年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第4号 平成24年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第5号 平成24年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第6号 平成24年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成24年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了まで休憩いたします。

（午後3時05分）

休

憩

委員長（筒井義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（筒井義昭君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長（小林栄一君） 報告書案文を朗読。

委員長（筒井義昭君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に

報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(筒井義昭君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時33分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成25年2月18日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良 殿

補正予算審査特別委員会委員長 筒 井 義 昭